

第456回東京地方最低賃金審議会 資 料（その3-6）

（目次）

第75回中央最低賃金審議会配付資料（令和8年7月28日開催）

資料 No. 1 目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ

資料 No. 2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

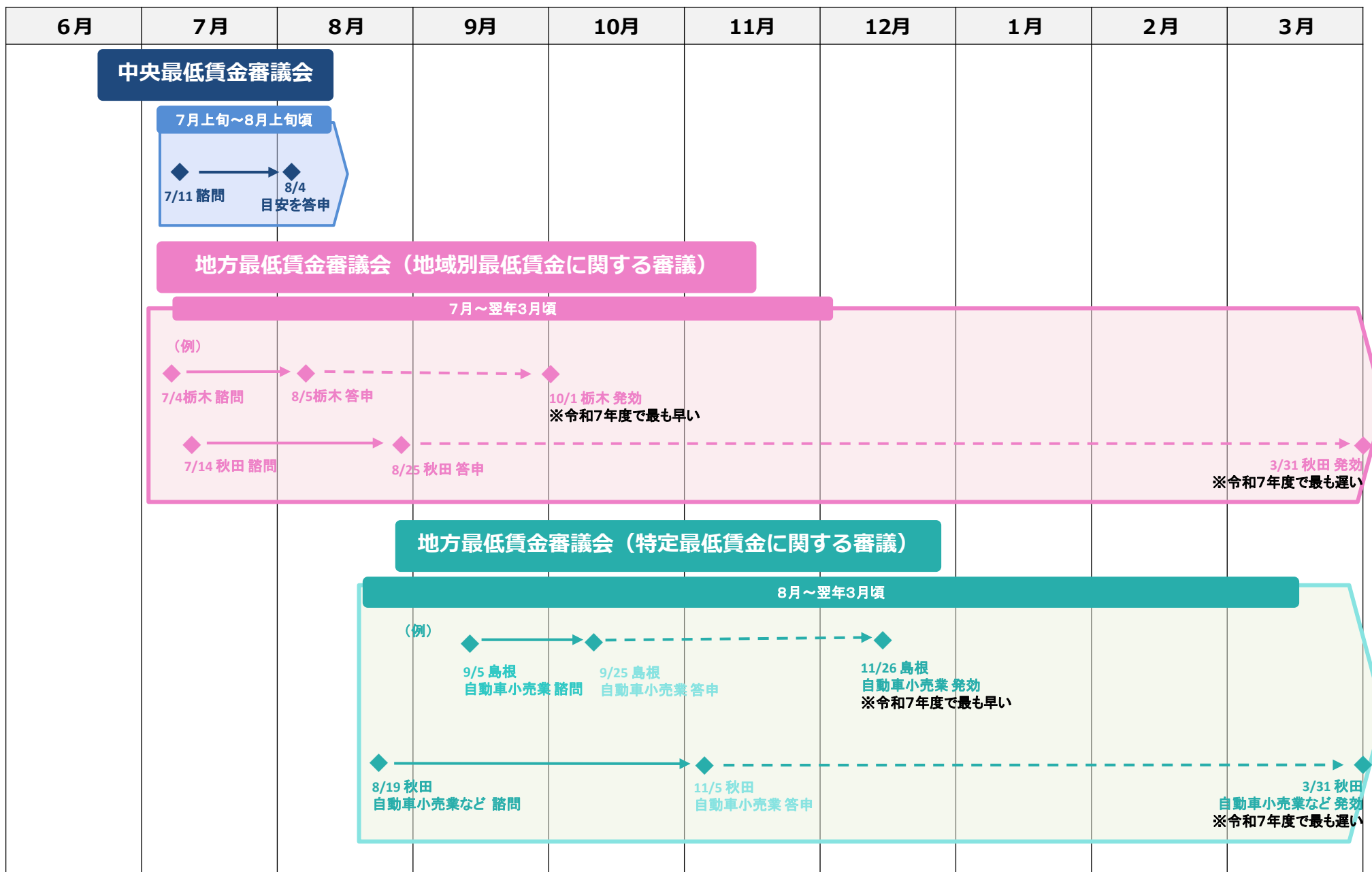


目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ（令和7年度の例）



令和 7 年度 地域別最低賃金額一覧

ランク	都道府県名	最低賃金額 (円) ※時間額		引上額	答申日	発効日
		R7	R6			
A	埼玉	1,141	(1078)	63	R7.8.8	R7.11.1
	千葉	1,140	(1076)	64	R7.8.7	R7.10.3
	東京	1,226	(1163)	63	R7.8.7	R7.10.3
	神奈川	1,225	(1162)	63	R7.8.8	R7.10.4
	愛知	1,140	(1077)	63	R7.8.21	R7.10.18
	大阪	1,177	(1114)	63	R7.8.19	R7.10.16
B	北海道	1,075	(1010)	65	R7.8.8	R7.10.4
	宮城	1,038	(973)	65	R7.8.8	R7.10.4
	福島	1,033	(955)	78	R7.9.5	R8.1.1
	茨城	1,074	(1005)	69	R7.8.18	R7.10.12
	栃木	1,068	(1004)	64	R7.8.5	R7.10.1
	群馬	1,063	(985)	78	R7.8.26	R8.3.1
	新潟	1,050	(985)	65	R7.8.6	R7.10.2
	富山	1,062	(998)	64	R7.8.18	R7.10.12
	石川	1,054	(984)	70	R7.8.12	R7.10.8
	福井	1,053	(984)	69	R7.8.12	R7.10.8
	山梨	1,052	(988)	64	R7.8.27	R7.12.1
	長野	1,061	(998)	63	R7.8.7	R7.10.3
	岐阜	1,065	(1001)	64	R7.8.21	R7.10.18
	静岡	1,097	(1034)	63	R7.8.26	R7.11.1
	三重	1,087	(1023)	64	R7.8.15	R7.11.21
	滋賀	1,080	(1017)	63	R7.8.8	R7.10.5
	京都	1,122	(1058)	64	R7.8.27	R7.11.21
	兵庫	1,116	(1052)	64	R7.8.8	R7.10.4
	奈良	1,051	(986)	65	R7.8.8	R7.11.16

ランク	都道府県名	最低賃金額 (円) ※時間額		引上額	答申日	発効日
		R7	R6			
B	和歌山	1,045	(980)	65	R7.8.21	R7.11.1
	島根	1,033	(962)	71	R7.8.18	R7.11.17
	岡山	1,047	(982)	65	R7.8.20	R7.12.1
	広島	1,085	(1020)	65	R7.8.18	R7.11.1
	山口	1,043	(979)	64	R7.8.19	R7.10.16
	徳島	1,046	(980)	66	R7.9.1	R8.1.1
	香川	1,036	(970)	66	R7.8.20	R7.10.18
	愛媛	1,033	(956)	77	R7.9.1	R7.12.1
C	福岡	1,057	(992)	65	R7.8.20	R7.11.16
	青森	1,029	(953)	76	R7.8.28	R7.11.21
	岩手	1,031	(952)	79	R7.8.28	R7.12.1
	秋田	1,031	(951)	80	R7.8.25	R8.3.31
	山形	1,032	(955)	77	R7.9.3	R7.12.23
	鳥取	1,030	(957)	73	R7.8.8	R7.10.4
	高知	1,023	(952)	71	R7.8.29	R7.12.1
	佐賀	1,030	(956)	74	R7.8.26	R7.11.21
	長崎	1,031	(953)	78	R7.9.2	R7.12.1
	熊本	1,034	(952)	82	R7.9.4	R8.1.1
	大分	1,035	(954)	81	R7.9.4	R8.1.1
	宮崎	1,023	(952)	71	R7.8.25	R7.11.16
	鹿児島	1,026	(953)	73	R7.8.29	R7.11.1
	沖縄	1,023	(952)	71	R7.8.26	R7.12.1
全国加重平均		1121	(1055)	66		

特定最低賃金について

- 地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであるのに対し、特定最低賃金は、特定の産業又は職業について、**関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乗せ**をするもの(※)。
(※)特定最低賃金が設定された場合でも、**使用者が、その雇用する労働者に対し、特定最低賃金を超える賃金を支払うことは禁じられていない。**
- **関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定**される。
- 令和8年4月1日現在、全国で223件設定(うち地域別最賃を上回るのは112件)。概ね都道府県の産業別に適用されており、全国単位のものは1件のみ(平成12年以降、改正されず)。

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ <u>労使の取組を補完するもの</u>	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する <u>セーフティネット</u>
適用対象	○ 産業又は職業ごとに適用 (実際は、概ね都道府県の産業別に適用されている)	○ 産業・職業を問わず <u>すべての労働者に適用</u> ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 新設 : 対象労働者の <u>2分の1以上</u> の労働協約等 改正・廃止: 対象労働者の <u>3分の1以上</u> の労働協約等 ○ 新設、改廃を含め運用は労使のイニシアティブによる	○ 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定)

特定最低賃金の設定・改正・廃止の要件

- 特定最低賃金は労使のイニシアティブによる取組であり、**（１）（２）の２つの枠組みとすることや、新設・改正・廃止の要件等**については、いずれも**中央最低賃金審議会における労使の話し合いの下、両者の合意に基づき定められている。**
- 特定最低賃金は、一定規模の労働協約の締結等を要件としているため、**実際に設定されているものは、製造業など、労働組合の組織率が比較的高く交渉力がある産業（製造業）となる傾向がある。**地域別最低賃金の大幅な引上げが続く中、改正がなされず、**結果として地域別最低賃金を下回るものが近年増加**している。

（１）労働協約ケース：関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数（原則として1,000人以上）に適用される賃金の最低額に関する合意（労働協約）がある場合

新しく決定する場合の申出の要件

- ① 基幹的労働者の**2分の1以上**が労働協約の適用を受けること
- ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の**全部の合意**により行われる申出であること

改正・廃止する場合の申出の要件

- ① 基幹的労働者の概ね**3分の1以上**が労働協約の適用を受けること
- ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の**全部の合意**により行われる申出であること

（２）公正競争ケース：事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件

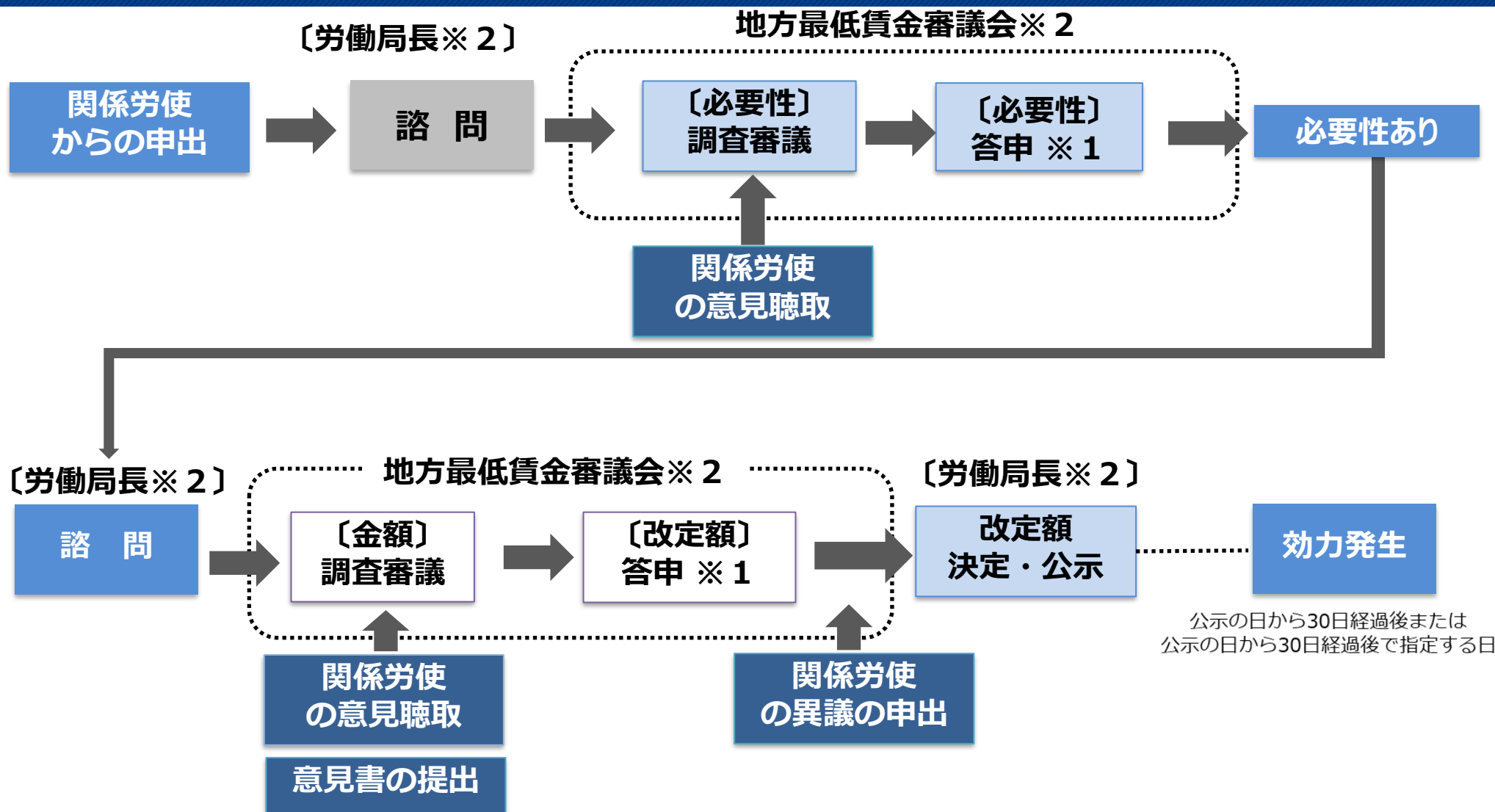
- 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合（注）

改正・廃止する場合の申出の要件

- 適用される労働者又は使用者の概ね**3分の1以上**の合意による申出等

（注）「一般の産業では企業間に賃金格差は存在し、またその生ずる原因は多様。賃金格差の程度について一定基準を定めることは適当ではない」、「競争関係の存在を前提にして、『より高いレベルでの公正競争』確保の必要性について、疎明の内容、関係労使間の合意形成の状況等を踏まえ審議会において適切な判断がなされることを期待」する旨、同じく労使合意で定められている。

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ

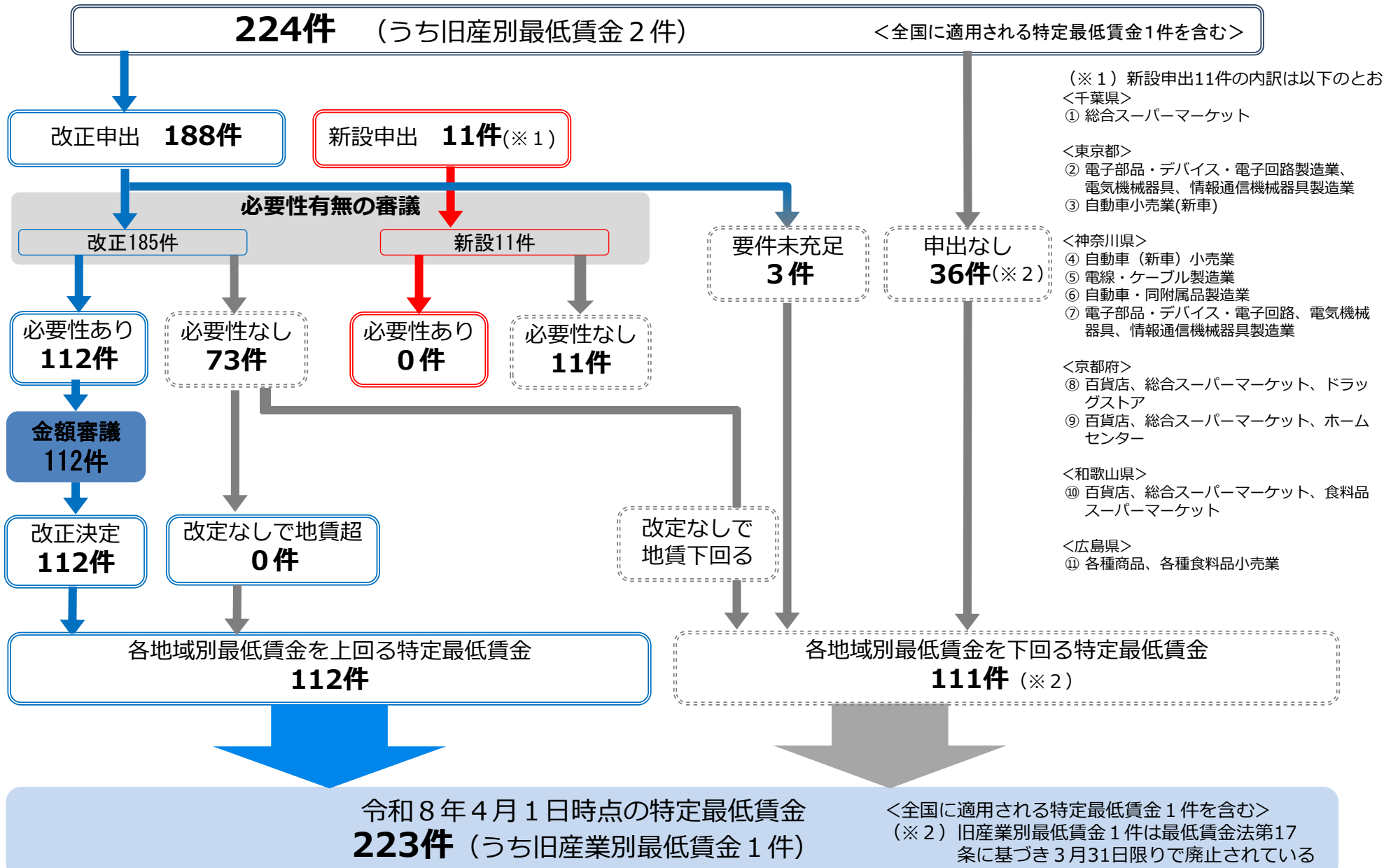


※1 特定最低賃金の決定・改正・廃止の**必要性**や、**金額審議**については、**全会一致の議決に至るよう努力**するものとされている（**労使合意による取り決め**）。

※2 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会に読み替える。

令和7年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和7年4月時点の特定最低賃金



最低賃金法第17条：特定最低賃金が著しく不適当となった場合、労使の申出を待つことなく厚生労働大臣又は都道府県労働局長自らが職権で廃止することができる。

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等（決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。

実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使（当該産業を含めた関係労使）が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定することとされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定

(1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

□ 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。

(イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう関係労使の意見を必ず聴取すること。

また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。

(□) 及び (ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承）

2 運用面の改善について具体的な対応

(2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善

① 中小企業関係労使の意見の反映

産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」（平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承）

2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

産業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

審議前の勉強会等

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。
審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。
- 第1回専門部会開催前に勉強会を実施し、特定最低賃金について理解を深めている。また、運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている。

審議の中での取組

公益委員による争点の明確化と働きかけにより、労使当事者間の自主的な協議がなされた結果、「必要性あり」へと合意形成が図られた事例

- 改正決定の必要性の有無の審議において、複数の業種について、労働者側委員と使用者側委員との主張が対立し議論が平行線となる中、公益委員が争点を明確化した上で、自主的な協議の重要性を示し、審議の継続を提案。これを受け、労使双方が協議継続に合意した。
- その後、労働者側委員と使用者側委員で協議を重ねた結果、複数の業種について順次結審に至るとともに、残る業種についても考え方の整理が進み、最終的に折り合いが付き「必要性あり」で結審した。

審議の中での取組

小委員会において、当該産業の労使を参考人として招致し、率直な意見交換を行った結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 労働者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張したが、使用者側委員は厳しい経営環境を踏まえ慎重姿勢を示していたため、小委員会を設置し、当該産業の労使を参考人として招致し、率直な意見交換を行った。
- 小委員会での意見交換の結果、当該産業は県内の主要産業であること、人口流出への対応等の観点から特定最低賃金の必要性について認識が共有され、使用者側も現実的な金額設定を前提に改正を容認するなど歩み寄りが見られ、最終的に労使の認識が一致し「改正の必要性あり」として全会一致となった。

審議の中での取組

産業の優位性確保の観点を踏まえ、関係労使の合意形成により「改正の必要性あり」となった事例

- 当該産業における賃金水準の優位性を維持する必要性を整理したうえで、物価上昇率、春季労使交渉結果、企業の賃金支払能力から賃金引上げは可能であり、人材確保の観点を踏まえ、「改正の必要性あり」と判断され、その後の金額審議では、産業の実情に基づく判断が行われた。
- 小委員会の設置、当該産業の労使を参考人として招致したほか、現場視察の実施等、審議過程においても様々な取組が行われ、労働者側委員と使用者側委員の共通認識の形成が図られた。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

審議の中での取組

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。使用者側参考人の意見陳述を聴いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表からの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

審議終了後に次年度に向けた調整を実施

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、データに基づく根拠（厳しい経営環境におかれる中小企業の負担感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等）を示し、「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労使双方の歩み寄りが十分に行われなかった例

労使双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員が、県の基幹産業であること、産業の魅力向上、人材確保等の観点から「必要性あり」と主張したのに対し、使用者側委員は、厳しい経営環境や地域別最低賃金が近年、大幅に引き上げられていることを理由に「改正の必要性なし」と主張。
- いかなる状況であれば「改正の必要性あり」となり得るのかといった具体的な議論がないまま、審議が終了している。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 8 年 7 月 28 日

1 はじめに

令和 8 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

今年の春季生活闘争では、数多くの労使の真摯な議論の積み重ねによって、全体では 3 年連続で 5 % を上回る賃上げ、有期・短時間・契約等労働者では 6 % 台の賃上げが実現した。様々な企業物価が価格転嫁の形で消費者物価に跳ね返ることを考えると、中東情勢などの影響は企業だけでなく消費者である働く人にこそ強い影響を及ぼすものである。労働者側委員は、全ての働く人の生活を守り、景気を底支えしていく観点からも、賃上げと最低賃金の大幅引上げを通じ、賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せていくことが、今我が国が取るべきベストなシナリオであると主張した。

最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準である必要がある。最低賃金近傍で働く人へのアンケート調査では、「今後も最低賃金が引き上がるべき」と思う人は 7 割を超え、その最大の理由は、「現在の最低賃金額は生計費を維持するために十分な水準でないから」と答えている。現在は、絶対額として最低生計費を賄うものになっておらず、生活できる賃金水準を早急に確保することが重要であり、中期的には、「一般労働者の賃金中央値の 6 割水準」を重視しながら、継続的な引上げを行う必要があると述べた。

また、地域間の額差は、時間的・距離的に近接した都道府県間では労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘した。

昨年度は、C ランクに A・B ランクを上回る目安を示したが、C ランク県で目安を大幅に超える引上げが相次いだ。地域の自主性が発揮された結果である一方、地方審議における目安そのものの意義が問われかねない事態と指摘した。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、中央最低賃金審議会としての地域間額差についてより強いメッセージを示すべきと主張した。

最賃近傍で働いている仲間の暮らしは厳しく、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させる上で最低賃金の早期発効が重要。発効日は法律上も法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限られる。指定日発効とする場合は、そ

の必要性や影響について広く理解を得られるかなどの観点から公労使で十分に議論した上で決定すべきである。また、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等に明記し説明責任を果たすべきと主張した。さらに、就業調整の問題等、最低賃金制度とは関係のない他制度の課題を発効日を遅らせて解消しようとすることは誤りであり、給付付き税額控除を含めた抜本的な制度改善で対応することが本筋だと主張した。

人手不足の傾向は依然強まっており、各地域の求人募集賃金下限額は最低賃金を上回っている。労働市場や市場賃金の動向も加味して最低賃金の大幅な引上げを図るべきであると述べた。また、最低賃金の引上げと雇用維持は相反せず、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小・零細事業所において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

労働分配率の動向と最低賃金引上げとの相関は観察できないことから、「通常の事業の賃金支払能力」との関連性は限定的である。また、利益剰余金が過去最高水準を更新したこと、保有現金・預金が大幅な増加となっており、資金繰りにも余裕が認められることから、データからは最低賃金審議における一つの考慮要素である「通常の事業の賃金支払能力」は問題ないと述べた。なお、「通常の事業の賃金支払能力」とは、当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない点を改めて述べた。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、物価の上昇幅は昨年より緩やかであるが引き続き上昇局面にあること、大幅な賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分理解すると述べた。

しかし、業績に関わりなく、法的強制力をもって適用される地域別最低賃金の引上げと、各企業の経営判断や労使交渉による賃金の引上げは意味合いが全く異なり、最低賃金は全企業に例外なく罰則付きで適用される以上、個々の中小企業・小規模事業者を含めた企業の賃金支払能力を十分に踏まえた慎重な判断が不可欠と主張した。

具体的な目安額を審議するに当たっては、最低賃金近傍で働く方々の可処分所得に対する物価上昇の影響は考慮すべきだが、物価上昇の影響は企業側のコスト増としても現れており、家計面のみならず、企業経営への影響と併せて検討する必要がある。具体的には、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要がある。特に、中東情勢により、供

給面の停滞・目詰まりに加え、国内企業物価指数や輸入物価指数の急激な上昇にも表れているとおり、燃料・石油化学製品をはじめとするコストの増加に苦慮する企業が多いことに留意が必要である。加えて、企業の1人当たりの労働生産性が向上しているとの指摘もあるが、主に賃金の上昇を受けた付加価値の増加が要因であることが推察され、規模の小さい中小企業では経常収益は減少していることから、支払能力が高まっているとは言えないと述べた。

また、春季賃上げ妥結状況を見ると企業規模が小さいほど賃上げ率は低い傾向にあることから、賃上げへの対応は規模が小さく労働分配率が高い中小企業ほど負担感が大きいこと、企業業績の改善を伴わない、いわゆる「防衛的賃上げ」による賃上げを行う企業があることを十分考慮する必要があると指摘した。

その他、Cランクを中心とした、目安額を上回る近年の大幅な引上げにより、社会・生活インフラを担う中小企業・小規模事業者の事業継続が困難となり、地域経済に深刻な影響を与えていることにも留意が必要であると述べた。

以上を考慮すると、法定3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」に着目しながら、3要素を総合的に表す賃金改定状況調査の結果、特に第4表の賃金上昇率に着目するとの基本的な考え方は今年度も堅持すると述べた。

その上で、中東情勢の影響や価格転嫁の状況等を含め、事業の持続的発展と雇用維持の観点から、公労使三者構成の枠組みにおいて3要素に関するデータをバランス良く丁寧に確認しながら十分議論を尽くし、全国の企業経営者にとって納得感のある目安を示すことが目安に関する小委員会の社会的な役割であると述べた。

昨年度の各地方審議の結果と課題を踏まえた目安制度の在り方に関する全員協議会の取りまとめにおいて、最低賃金額や発効日について、地方最低賃金審議会における審議等の在り方が示されていることも踏まえ、今年度の目安審議では、データに基づく審議・決定を徹底するとともに、各地方最低賃金審議会など最低賃金の決定に関わる全ての人に対し合理的で納得性の高い目安を示すべく審議を尽くすことが重要であると主張した。加えて、発効日について、近年の最低賃金の引上げ幅が大きくなっていることから、事業者の準備期間を十分に確保する観点で発効日を年初にするべきという意見が多く寄せられている中、昨年度、各地方審議の結果として複数の地域で指定日発効とされたことは、企業にとって、賃金原資の確保や給与規程の見直し、就業調整への対応等の観点から一定の意義があったと考えられる。発効日を引上げ額との間で過度に交渉材料とすることなく、労働者の生活や企業経営に与える影響、各地域における様々な地域の事情を考慮しながら、当該地域の公労使委員間で十分に議論することが重要であると述べた。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和8年6月23日）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」（令和5年全員協議会報告の1（2））との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継

等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

- 1 令和8年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	54 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	56 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	56 円

2（１）目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和 8 年 6 月 23 日）で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」（令和 5 年全員協議会報告の 1（2））との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」（ウエイト 8,420）は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和 7 年 10 月から令和 8 年 6 月までの期間で見た場合は平均 2.1%で、引き続き上昇局面にあるが、前年同期の令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの平均 3.9%から低下している（ここでいうウエイトとは、特定の区分に属する品目全体の支出額の家計の消費支出額に占める割合（1 万分比）を指す）。

昨年度の目安審議では、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要性から、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目や、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1 か月に 1 回程度購

入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認したが、今年度も引き続き、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、「頻繁に購入」する品目（ウェイト 1,215）の指標については、令和 7 年 10 月から令和 8 年 6 月までの期間で見た場合は平均 1.2%で、前年同期の令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの平均 4.2%から低下している。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウェイト 2,626）について見ると、令和 7 年 10 月から令和 8 年 6 月までの期間は平均 4.3%で、前年同期の令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの平均 6.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウェイト 5,121）については、令和 7 年 10 月から令和 8 年 6 月までの期間で見た場合は平均 2.2%で、前年同期の令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの平均 5.0%から低下している。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間 9 回以上 15 回未満）、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1 か月に 1 回程度購入」する品目（ウェイト 1,136）については、令和 7 年 10 月から令和 8 年 6 月までの期間で見た場合は平均 2.3%で、前年同期の令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの平均 6.7%から低下している。

このように、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目については、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年から緩やかになっている。一方で、昨年度確認したエンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については、令和 7 年は勤労者世帯で 26.3%となっており、令和 6 年の 26.5%から低下しているが、近年、上昇傾向にある。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.0%と更に高い水準となっている。こうしたエンゲル係数の上昇傾向は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられ、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。なお、中東情勢に対し、当面の措置として、燃料油に対する緊急的な激変緩和措置が実施されている影響等により、消費者物価指数の「総合」、とりわけ必需品的な支出項目の上昇率が一定程度押し下げられている（「総合」では、令和 8 年 5 月は 1.3%ポイント押し下げられていると試算されている）ことにも留意が必要である。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。ただし、その上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 5.01%（昨年 5.25%）で、3 年連続 5 %を上回っている。また中小でも 4.69%（昨年 4.65%）で 3 年連続 4 %を上回り、上昇傾向での推移が続いている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については 6.18%（昨年 5.81%、一昨年 5.74%）となり、6 %を超える高水準となっており、いずれの数字も高水準で推移している。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第 1 回集計）では、大手企業で 5.46%（昨年 5.38%）で 3 年連続 5 %を超え、昨年の結果を上回っている。また中小企業でも 4.20%（昨年 4.35%）で 3 年連続 4 %を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.29%（昨年 4.03%）で 2 年連続 4 %を超え、また 20 人以下の企業で 3.52%（昨年 3.54%）となっている。

厚生労働省による 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃金上昇率（ランク計）は 3.0%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値であった昨年の結果（2.5%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第 4 表③における賃金上昇率（ランク計）は 3.4%となっており、これも昨年の結果（3.2%）を上回った。この第 4 表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30 人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続している。

また、EU 指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の 60%、平均値の 50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECD による 2025 年の数値は 46.4%であり、フランスの 62.5%、イギリスの 61.9%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただ

し、賃金構造基本統計調査に基づき、2025 年時点（2025 年度最低賃金全国加重平均額 1,121 円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の 61.2%、平均値の 53.0%となるが、OECD の国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の 50.0%、平均値の 42.4%という結果になっている。一方、EU 指令の取扱いについては、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和 8 年 6 月 23 日）において、「一定の時間をかけて議論を尽くす必要がある」とされており、引き続き検討すべき課題である。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和 6 年度は資本金 1,000 万円以上で 8.5%の増加となっており、1,000 万円未満で 12.7%の減少となっているが、令和 5 年度に比べると改善傾向にある。また、売上高経常利益率については、資本金 1,000 万円以上では、四半期ごとで令和 7 年は 7～10%程度で推移、令和 8 年の第 1 四半期は 8.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和 4 年度は 2.2%増加、令和 5 年度は 4.7%増加、令和 6 年度は全体で 5.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和 6 年度について、資本金 1,000 万円未満の全産業（除く金融保険業）について、7.0%増加、製造業で 2.1%増加、非製造業で 7.3%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和 4 年度で 1.4 ポイント低下、令和 5 年度で 2.4 ポイント低下、令和 6 年度で 0.9 ポイント低下し、令和 6 年度は 64.2%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和 6 年度は資本金 1,000 万円以上で 61.4%、資本金 1,000 万円未満で 81.5%となっているが、資本金 1,000 万円未満においても令和 5 年度と比べると 1.5 ポイント上昇しているが、令和 4 年度から 3.1 ポイント低下している状況にある。

国内企業物価指数（前年同月比）については、令和 8 年 6 月（速報値）で 7.1%となっており、足下で上昇しており、品目別でみると、「石油・石炭製品」で 22.8%、「化学製品」で 14.4%と、特に足下で上昇の傾向にある。

中小企業景況調査における業況判断については、中期的に見ると横ばいだが、

令和8年4月～6月は、－18.7となっており、4期連続して低下している。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和6年度では製造業で7.00ポイントの差、非製造業で4.21ポイントの差だったのに対し、令和7年度では製造業で6.84ポイントの差、非製造業で4.65ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和8年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果（前回は令和7年9月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約3ポイント減（34.6%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合は前回から約1ポイント増加し、9割を超過（89.4%→90.7%）、「価格交渉が行われなかった」割合は微減（10.6%→9.3%）している。価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち7割超において、労務費についても交渉を実施しており（71.9%→72.5%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は依然として存在している（5.9%→5.8%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約1ポイント増加（53.5%→54.2%）、一部でも価格転嫁できた割合は8割超（83.2%→84.0%）となっているが、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が横ばい（16.8%→16.0%）であり、価格転嫁の状況はほぼ横ばいであるが、1～3割しか価格転嫁できなかった企業の割合は24.1%、全く価格転嫁できなかった割合は16.0%と、引き続き、二極分離の状態が継続している。

労務費の転嫁率は、前回令和7年9月調査において初めて5割に到達し、引き続き5割を維持（50.0%→50.0%）したものの、原材料費の転嫁率（55.7%）と比較して約5ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和4年から4年連続で増加し、直近の令和7年では10,300件となっている。一方、令和8年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、556件（前年同期449件、23.8%増）発生しており、上半期では過去最多を更新した。

なお、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業

員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「日本成長戦略」等において、「最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する」こと、「毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、「投資と賃上げの好循環」を加速させるとしており、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、「省力化投資促進プラン」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均2.1%、「頻繁に購入」する品目は平均1.2%、「食料」は平均4.3%、「基礎的支出項目」は平均2.2%、「1か月に1回程度購入」する品目は平均2.3%となり、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5.01%、中小についても4.69%と、昨年に引き続き高い水準となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても6.18%の引上げで昨年を上回る水準となっている。また、経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果でも、大手企業で5.46%、中小企業で4.20%、日商の中小企

業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.29%となり、これらも昨年に引き続き高水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率は 3.0%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第4表③における賃金上昇率も 3.4%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向にあることを考慮すべきである。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成 14 年以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在すると考えられる。

また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

さらに、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意が必要である。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、労働者の生計費については、消費者物価が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮する必要がある。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮する必要がある。また、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある。一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在している。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均 4.9%（55 円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「日本成長戦略」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とさ

れていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果の第4表①②における賃金上昇率は、CランクとBランクが同率となり、Aランクよりも高くなっており、第4表③では、Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。また、第4表①②③における、AランクとBランク、AランクとCランクの差は昨年より拡大している。

さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランクと比較し、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当であり、具体的には、Aランク 54 円 (4.5%)、Bランク 56 円 (5.2%)、Cランク 56 円 (5.4%) とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 83.4%から 84.3%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給

し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、地域間格差の是正を引き続き図ることも踏まえて検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

その上で、令和7年度の地域別最低賃金については、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となり、また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

こうした令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和8年度以降の審議に向けて、「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和8年6月23日）をとりまとめており、同とりまとめの2（2）及び3（4）に記載された「対応方針」を踏まえた審議を行うことを要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金と

の比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされている中で、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和5年全員協議会報告の3（1）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度も、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握などを中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

参考資料

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	3.9

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.2	4.2
1か月に1回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3	6.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
支出弾力性とは、消費支出総額が1％変化する時に各財・サービス（支出項目）が何％変化するかを示した指標。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1か月に1回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「1か月に1回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにやく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロックリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）A	
だいこん	すし（弁当）B	
かぼちゃ	弁当A	
なす	弁当B	

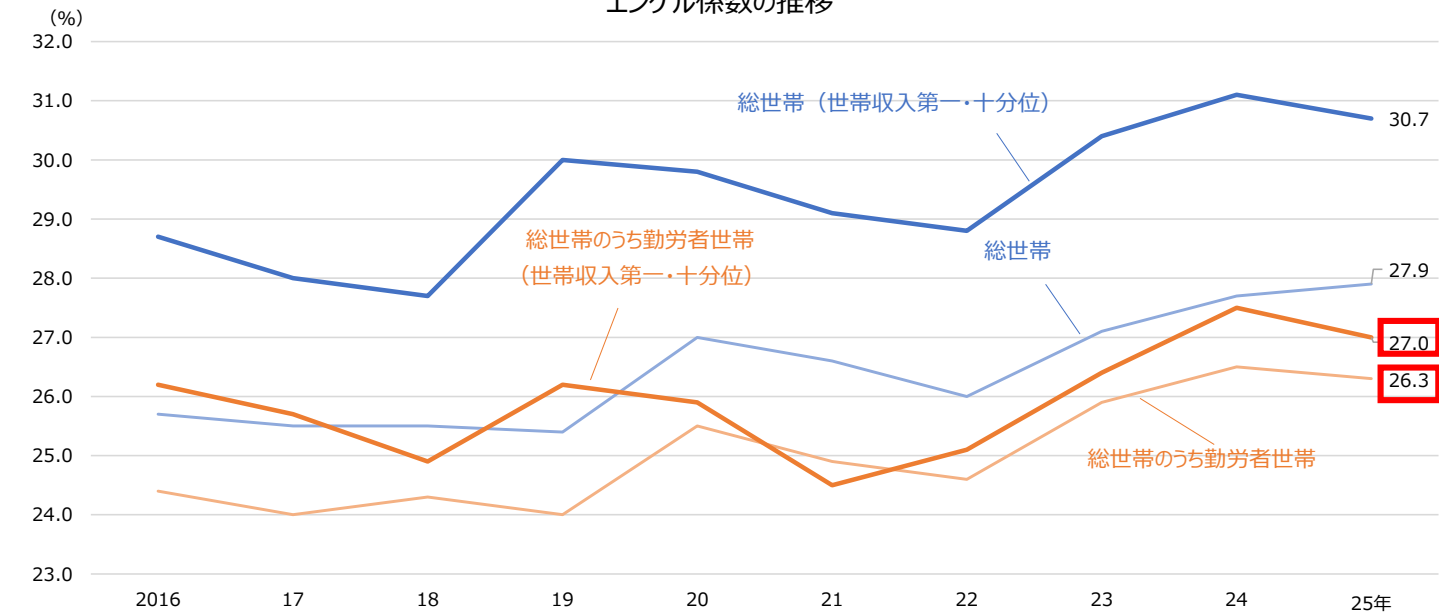
（資料出所）総務省「消費者物価指数」

3

エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。

エンゲル係数の推移



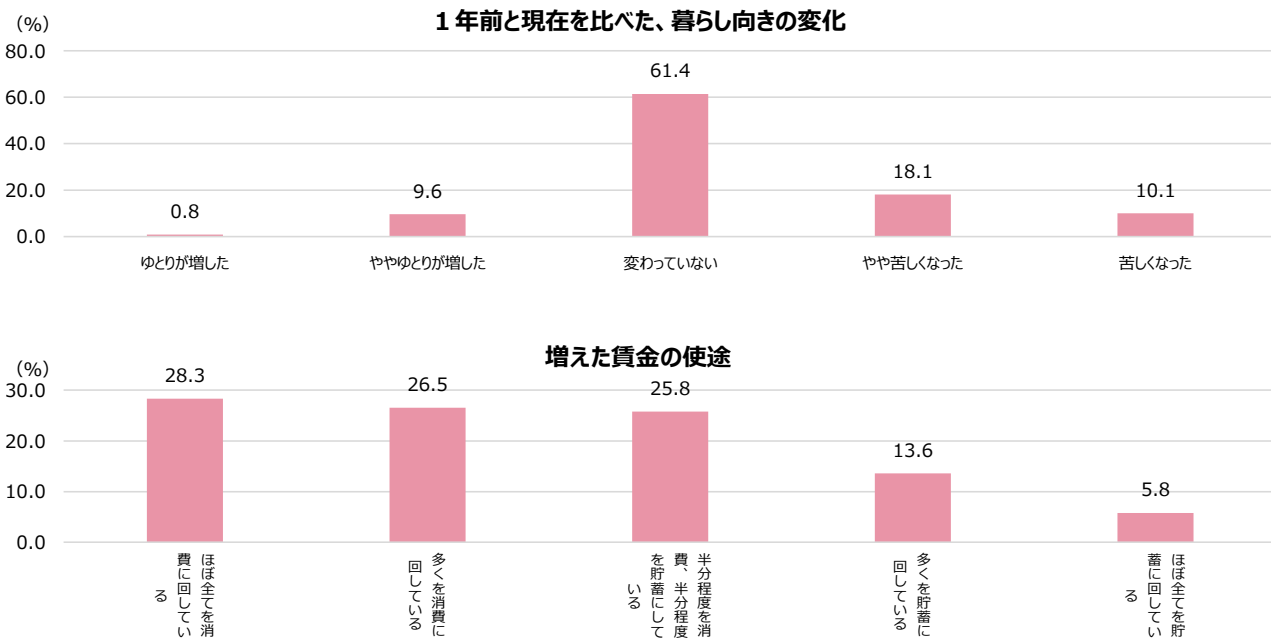
出所：家計調査（総務省）

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。
※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

4

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が61.4%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計10.4%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計28.2%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計54.8%となっている。

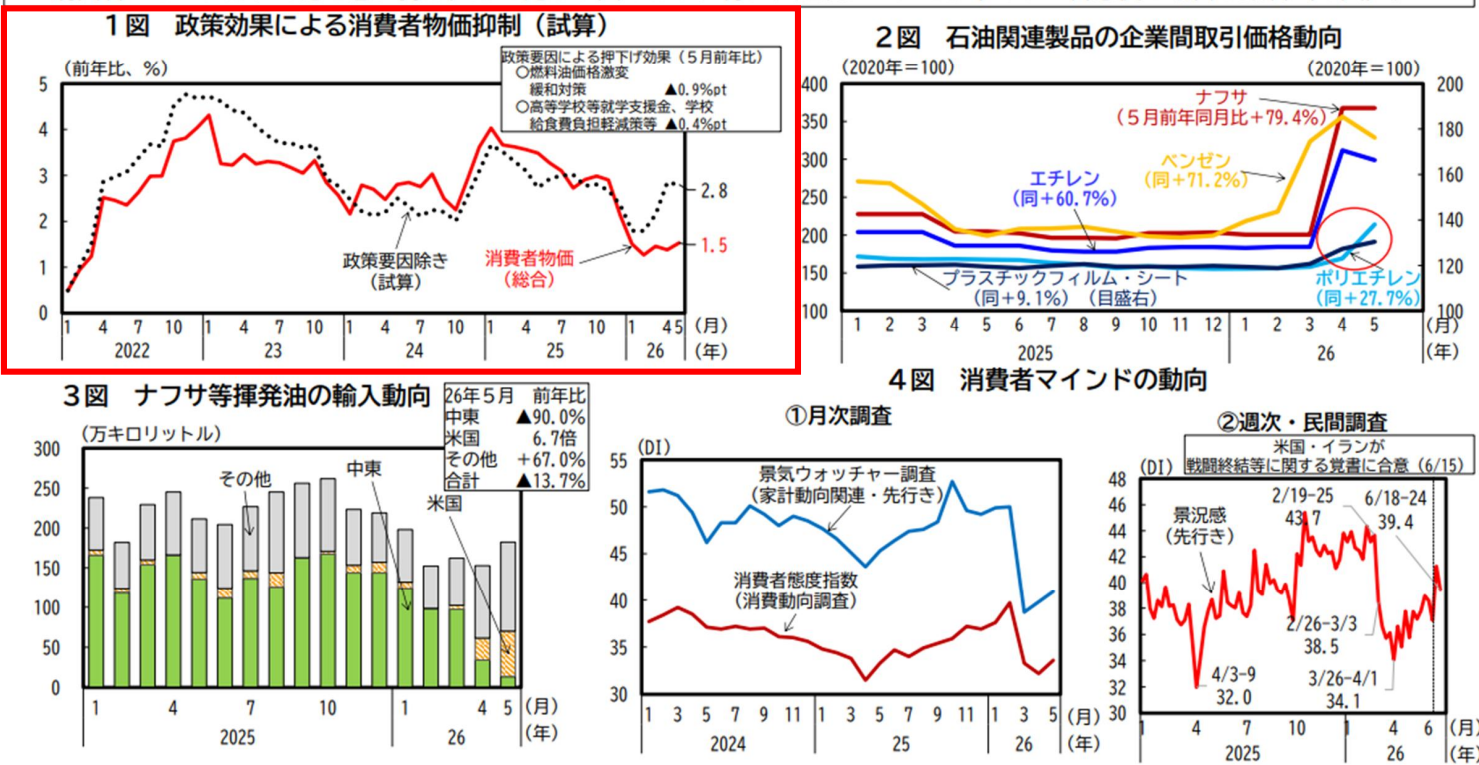


(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（復元後1,351人）について集計。
増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者（復元後837人）について集計。
※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

令和8年6月30日 月例経済報告等に関する関係閣僚会議 内閣府提出資料（抜粋）

今月の指標（1） 中東情勢の影響（取引段階別の価格、ナフサ等の代替輸入量、消費者マインド）

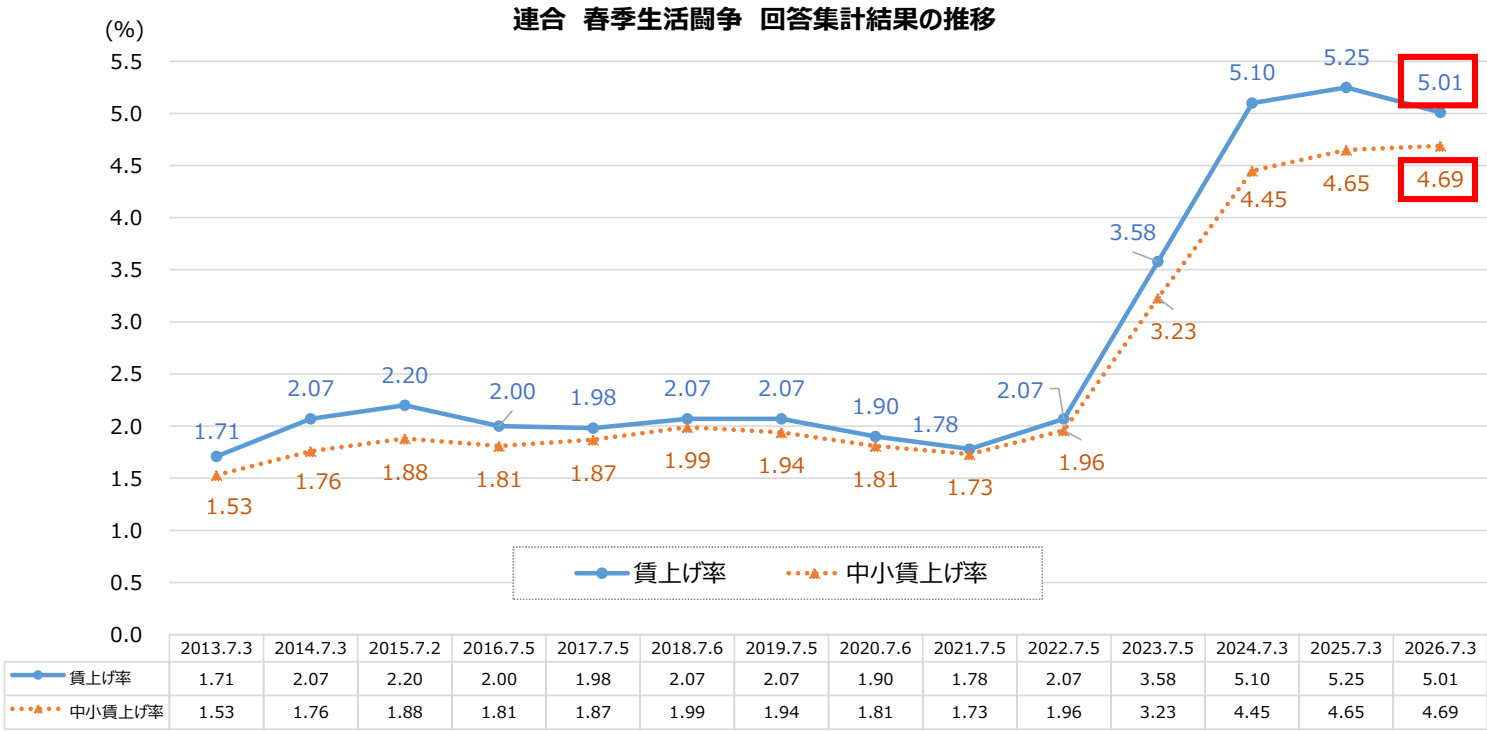
- ◆ 激変緩和措置等の政策効果がなければ、5月の消費者物価は3%近い上昇率になったと試算される（1図）。一方、石油製品の取引価格は、川上から川中・川下製品に転嫁されていく段階とみられ、今後一定期間、物価上昇圧力は続く見込み（2図）。
- ◆ 量の面では、石油関連製品の中東以外からの輸入量が増加しており、代替調達の進展が貿易統計からも確認できる（3図）。消費者マインドは、4月を底に持ち直しの兆しが出ており、特に、週次データでは米イラン合意後の改善が顕著（4図）。



(備考) 1. 1図は、総務省「消費者物価指数」により作成。 2. 2図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。括弧内は2026年5月の前年同月比。
3. 3図は、財務省「貿易統計」により作成。 4. 4図は、内閣府「消費動向調査」、「景気ウォッチャー調査」、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」により作成。①は季節調整値。②の「景況感（先行き）」は、2～3か月後の景況感や消費予想について5段階（100/75/50/25/0）で評価した際の平均値。数値が高いほど景況感が良く、消費金額が増えると判断している。

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.01%（中小4.69%）となっており、5%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。



（資料出所）連合「2026春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2026年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

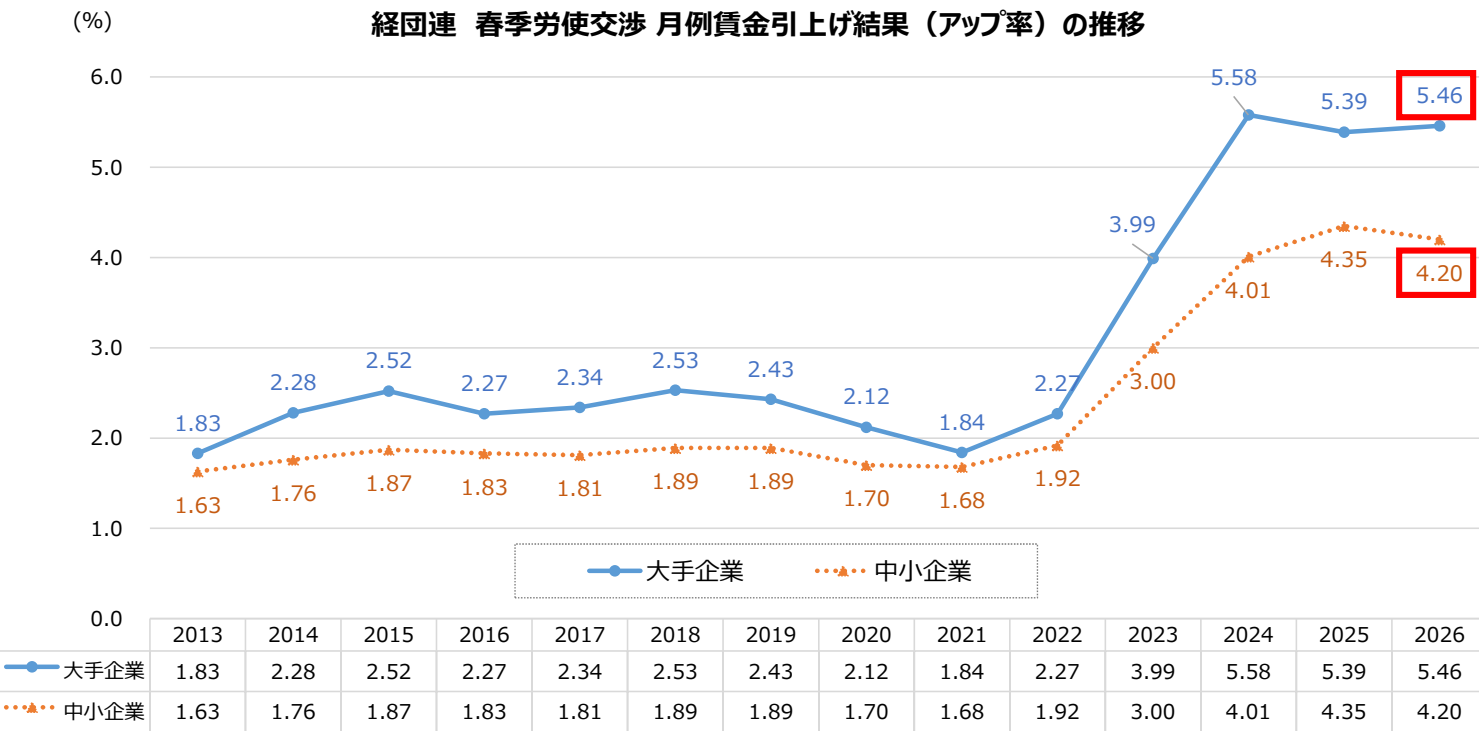
連合 春季賃上げ妥結状況（有期・短時間・契約等労働者）

連合（有期・短時間・契約等労働者）			第7回（最終）回答集計結果(2026年7月3日)	
			単純平均	加重平均
時給	400組合 917,964人	賃上げ額	66.63円 (59.65円)	75.01円 (66.98円)
		引上げ率	5.44% (5.17%)	6.18% (5.81%)
		平均時給	1,290.95円 (1,213.28円)	1,289.11円 (1,219.70円)
月給	148組合 27,163人	賃上げ額	10,388円 (9,914円)	10,794円 (10,004円)
		賃上げ率	4.40% (4.32%)	4.53% (4.35%)

（注）（ ）内の数値は、2025年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）、中小企業4.20%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2026年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年6月4日)

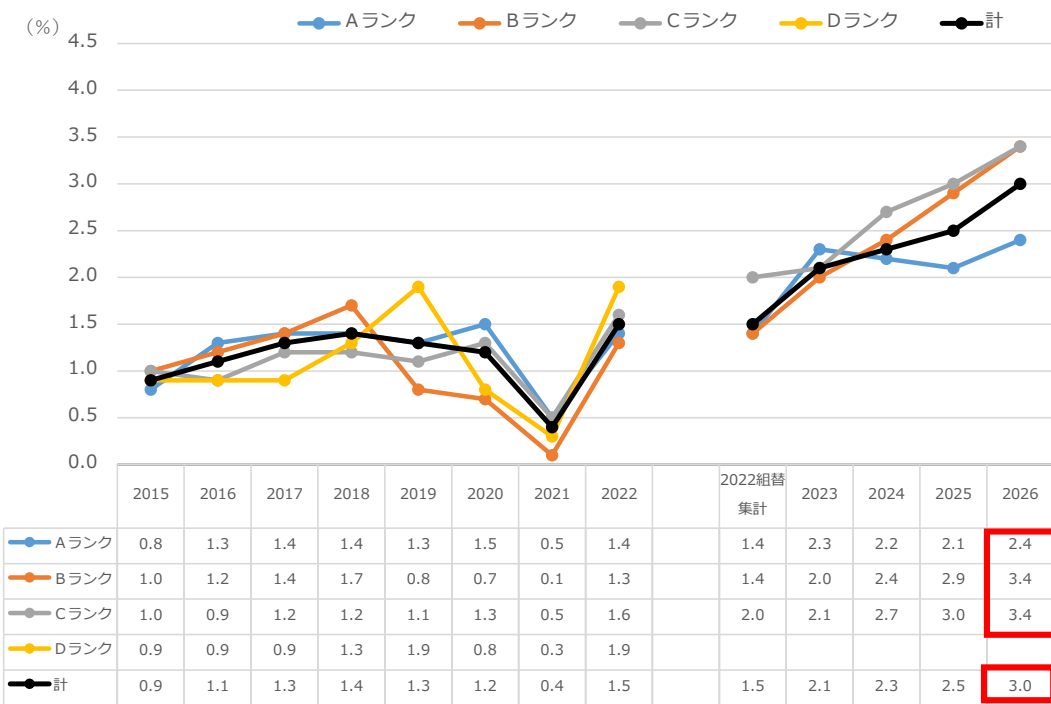
日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査(2026年6月8日)

(加重平均)		
正社員	全体	12,036円 (11,074円)
	1,604社	4.29% (4.03%)
(月給)	20人以下	9,573円 (9,568円)
	752社	3.52% (3.54%)

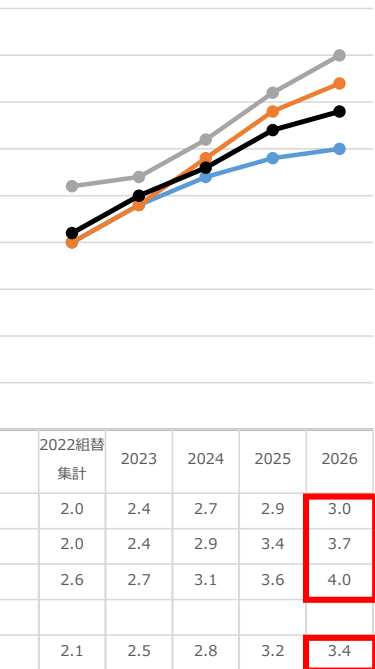
- (注) 1 前年4月と当年3月、4月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
- 2 2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
- 3 ()の数値は、2025年6月4日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①② ※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）



第4表③ ※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

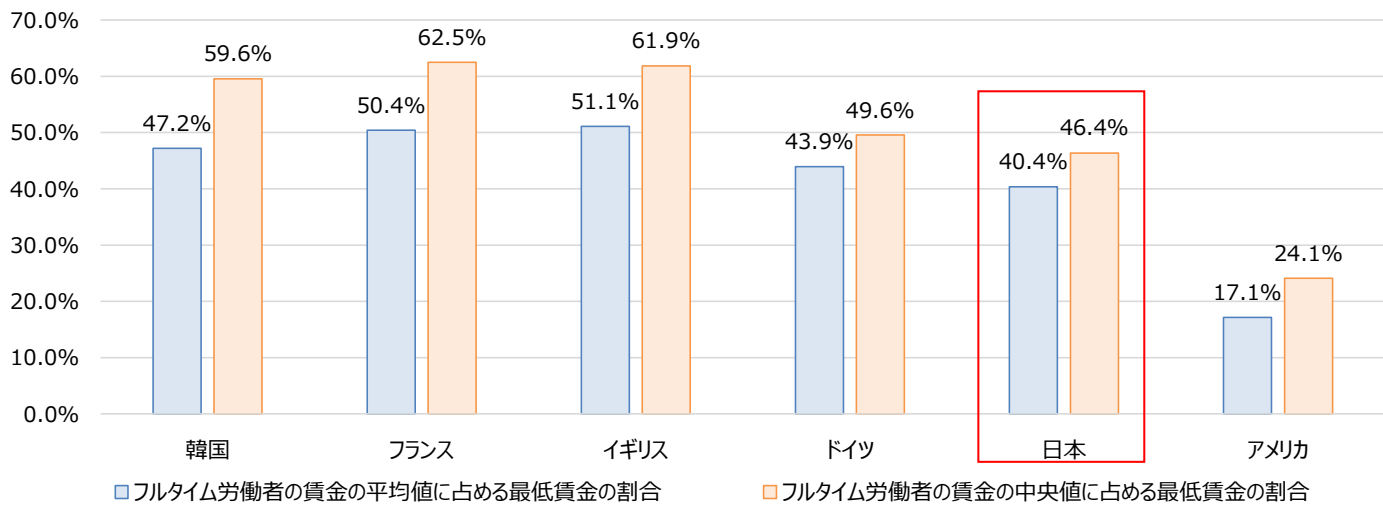


(資料出所) 厚生労働省「賃金改定状況調査」
(注) 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。
2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2025年）



(資料出所) OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

(注1) 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
(注2) アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。
(注3) OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：％)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
(参考) 所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

(注1) 令和7年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

(注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。

(注3) 時給換算に当たっては、
「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額は、所定内実労働時間(／月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／12を、所定内実労働時間数(／月)＋超過実労働時間数(／月)で除し、
「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額／12を、所定内実労働時間(／月)＋超過実労働時間(／月)で除し、
「所定内給与額」は、所定内実労働時間(／月)で除している。

法人企業統計による企業収益①（年度）

(単位：億円、％)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常利益	規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694	1,147,288
	前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1	7.5
	資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605	1,100,066
	前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3	8.5
	" 10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560	687,032
	前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5	7.4
	" 1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204	184,190
	前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4	5.7
	" 1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840	228,845
	前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3	14.5
	" 1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090	47,222
	前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8	▲ 12.7
売上高経常利益率	規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5	6.8
	資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9	7.2
	" 10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7	11.1
	" 1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3	5.3
	" 1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7	4.1
	" 1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3	2.8

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

		2024年				2025年				2026年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694	358,338	275,385	300,270	326,271
	前年同期比	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8	0.2	19.7	4.7	14.6
	〃 10億円以上	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830	249,814	175,535	177,112	173,061
	前年同期比	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7	▲ 1.7	20.1	9.2	24.7
	〃 1億円～10億円	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105	46,099	50,428	52,087	59,048
	前年同期比	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2	3.3	18.5	▲ 2.0	11.2
	〃 1,000万円～1億円	88,677	58,911	41,461	71,567	92,759	62,425	49,422	71,071	94,162
	前年同期比	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3	4.6	6.0	19.2	▲ 0.7	1.5
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0
	〃 10億円以上	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4	16.3	11.2	11.0	10.3
	〃 1億円～10億円	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6	5.4	5.7	5.7	6.3
	〃 1,000万円～1億円	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4	4.7	3.7	4.8	6.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

15

従業員一人当たり付加価値額の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位：万円、%)

	全産業(除く金融保険業)								製造業								非製造業							
	資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
2015 年度	725	2.8	1,048	1.7	580	2.7	494	2.1	829	1.3	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	694	3.4	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016 年度	727	0.3	1,074	2.5	576	▲ 0.7	506	2.4	832	0.4	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	695	0.1	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017 年度	739	1.7	1,096	2.0	587	1.9	500	▲ 1.2	865	4.0	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	702	1.0	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018 年度	730	▲ 1.2	1,104	0.7	566	▲ 3.6	493	▲ 1.4	859	▲ 0.7	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	694	▲ 1.1	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019 年度	715	▲ 2.1	1,057	▲ 4.3	551	▲ 2.7	493	0.0	812	▲ 5.5	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	687	▲ 1.0	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020 年度	688	▲ 3.8	990	▲ 6.3	536	▲ 2.7	478	▲ 3.0	797	▲ 1.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	658	▲ 4.2	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021 年度	722	4.9	1,083	9.4	555	3.5	454	▲ 5.0	912	14.4	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	670	1.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022 年度	738	2.2	1,132	4.5	569	2.5	479	5.5	902	▲ 1.1	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	694	3.6	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023 年度	773	4.7	1,221	7.9	579	1.8	503	5.0	947	5.0	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	728	4.9	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8
2024 年度	817	5.7	1,289	5.6	609	5.2	538	7.0	995	5.1	1,404	3.4	625	6.5	485	2.1	769	5.6	1,236	6.4	605	4.9	543	7.3

資料出所 財務省「法人企業統計」（年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」）

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）＝ 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの）との合計である。

16

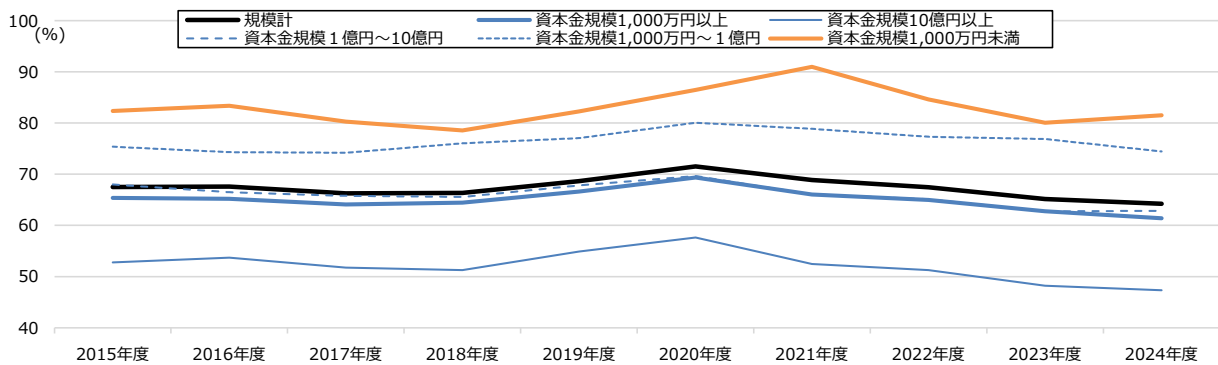
法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は近年は低下傾向であるが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	64.2	3,044,511
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	61.4	891,906
	" 10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	47.3	4,622
	" 1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	62.8	26,411
	" 1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	74.4	860,873
	" 1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	81.5	2,152,605

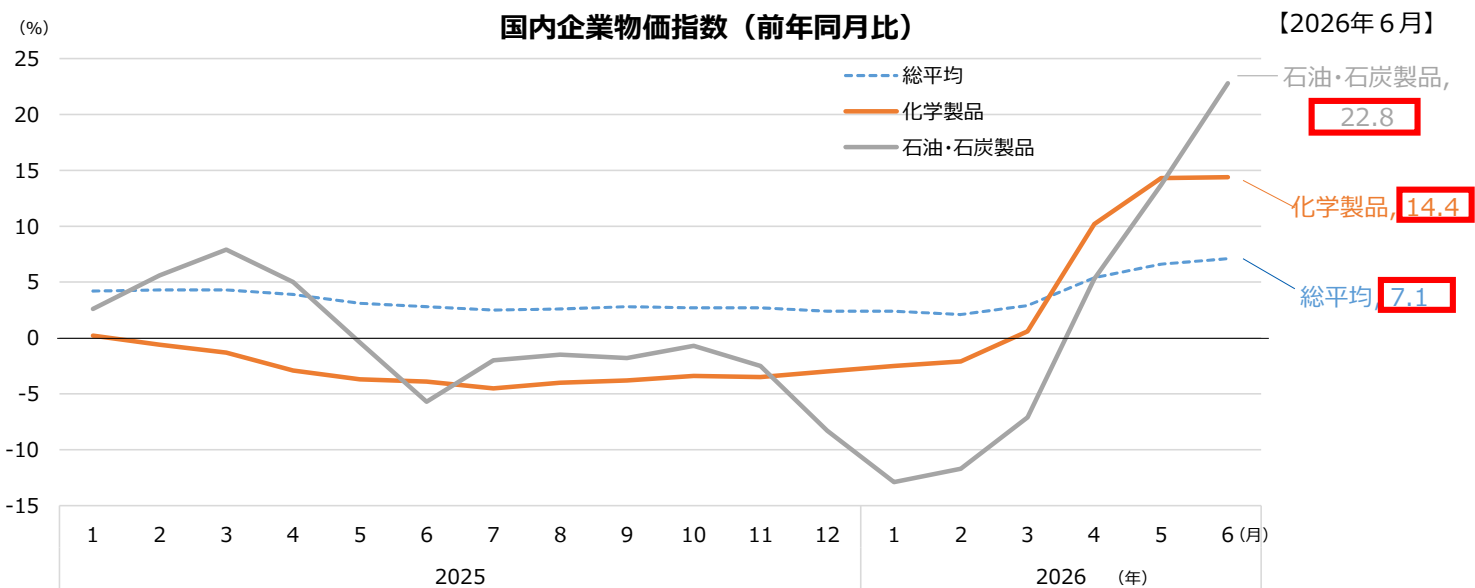
資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
3 各項目・指標の算出は以下のとおり。
労働分配率＝人件費÷付加価値額。
付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。
人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。



国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、品目（類別）別に見ると、「石油・石炭製品」、「化学製品」で特に足下上昇している。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」。類別「化学製品」及び「石油・石炭製品」の前年同月比は、指数をもとに厚生労働省労働基準局において計算。類別とは、企業物価指数を構成する品目を分類する最も大きな単位で、国内企業物価指数の場合は23ある。「化学製品」、「石油・石炭製品」には、それぞれ以下の表の品目が含まれる。

化学製品	化学肥料、ソーダ工業製品、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、塩、電池用無機化学工業製品、エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン・ブタジエン、ベンゼン、キシレン、合成アセトン、酸化エチレン・エチレングリコール、酸化プロピレン・ポリプロピレングリコール、塩化ビニルモノマー、アクリロニトリル、スチレンモノマー、フェノール・ビスフェノールA、合成染料、合成ゴム、熱硬化性樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、ポリアミド樹脂、飽和ポリエステル樹脂、ポリカーボネート、ポリフェニレンサルファイド、メタクリル樹脂、フッ素樹脂、化学繊維、医薬品（除動物用）、石けん・身体洗浄剤、家庭用合成洗剤、柔軟仕上げ剤、界面活性剤、仕上用・皮膚用化粧品、頭髪用化粧品、歯磨、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー、印刷インキ、農業、接着剤、写真感光材料、触媒、香料、漂白剤
石油・石炭製品	ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B重油・C重油、潤滑油、アスファルト、液化石油ガス、石炭コークス、舗装材料

(注) 2026年6月速報値。

中小企業景況調査による業況判断（D I）

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

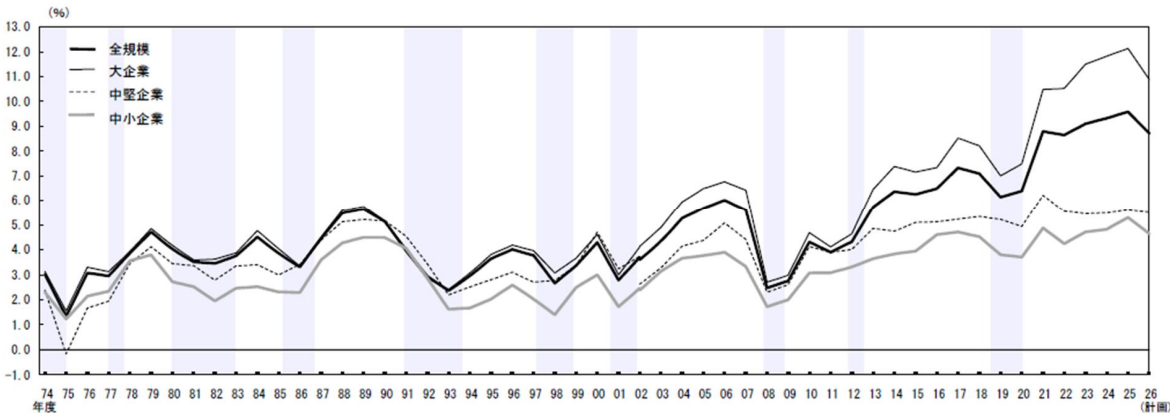
	2023年				2024年				2025年				2026年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
合計	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3	-16.8	-17.5	-17.6	-18.7
製造業	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9	-19.6	-17.8	-15.9	-16.6
建設業	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5	-9.4	-8.7	-11.3	-19.6
卸売業	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8	-15.1	-15.6	-15.1	-15.2
小売業	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8	-26.2	-28.4	-26.5	-27.0
サービス業	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1	-11.1	-13.2	-15.4	-14.5

資料出所 中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

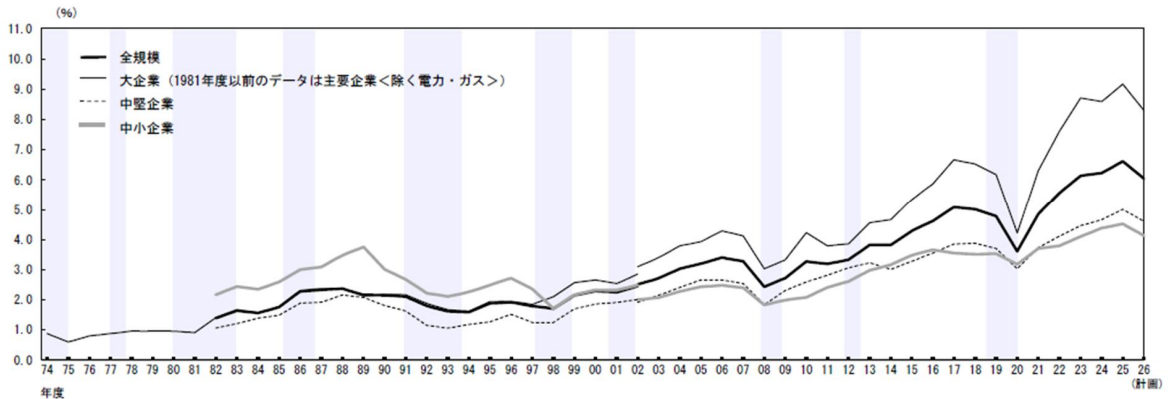
- (注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。
- 製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
 - 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
 - 小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
 - サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下
- 2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2025年6月調査）

(%)

		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.10	9.32	9.58	8.71
	非製造業	6.14	6.23	6.62	6.05
大企業	製造業	11.50	11.82	12.13	10.88
	非製造業	8.71	8.59	9.17	8.30
中堅企業	製造業	5.45	5.48	5.60	5.50
	非製造業	4.46	4.66	5.00	4.61
中小企業	製造業	4.71	4.82	5.29	4.64
	非製造業	4.10	4.38	4.52	4.13

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）売上高経常利益率

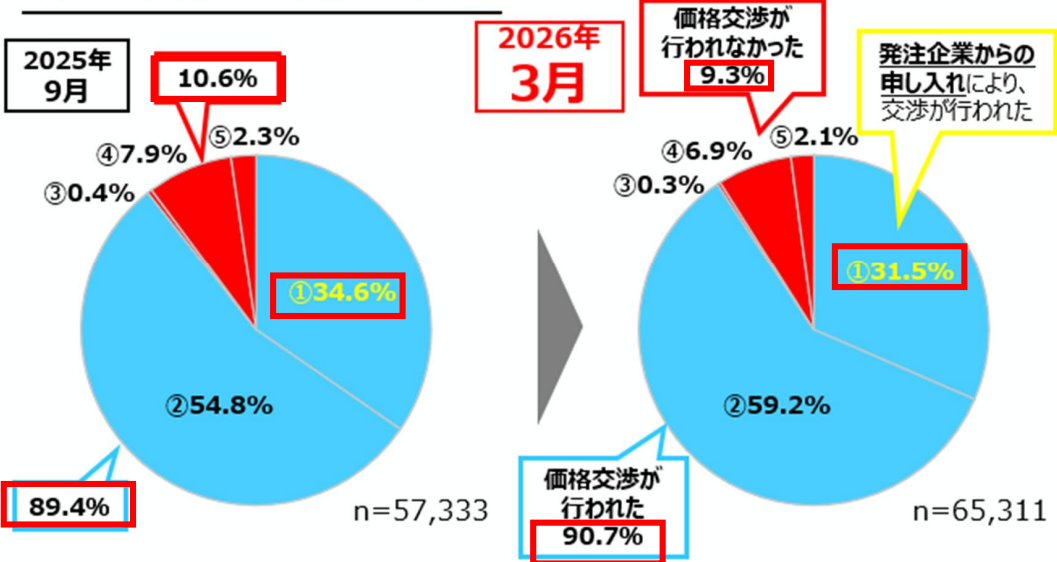
回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

21

価格交渉の状況

- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は前回から約 **1ポイント増加**し、**9割を超過**（前回89.4%→90.7%）。
- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 **3ポイント減**の**31.5%**。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は前回から**微減**（前回10.6%→9.3%）。
 - **価格交渉は浸透しつつあるものの**、引き続き、受注企業の意に反して**交渉が行われなかった者が約1割**。**協議に応じない一方的な価格決定の禁止**を盛り込んだ「**中小受託取引適正化法**」の着実な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近6か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、 発注減少や取引停止を恐れ 、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 発注減少や取引停止を恐れ 、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、 受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった 。

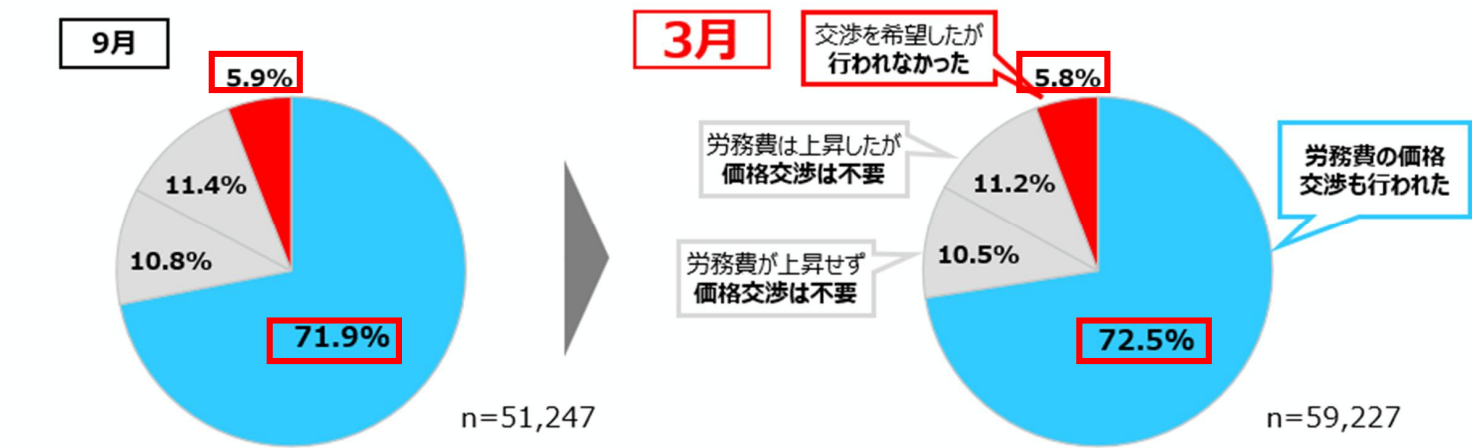
※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、取適法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査（同指針は2025年12月に改定）。

- 価格交渉が行われた企業 **(64.9%)** のうち **7割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「**労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回5.9%→**5.8%**）。
 - 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

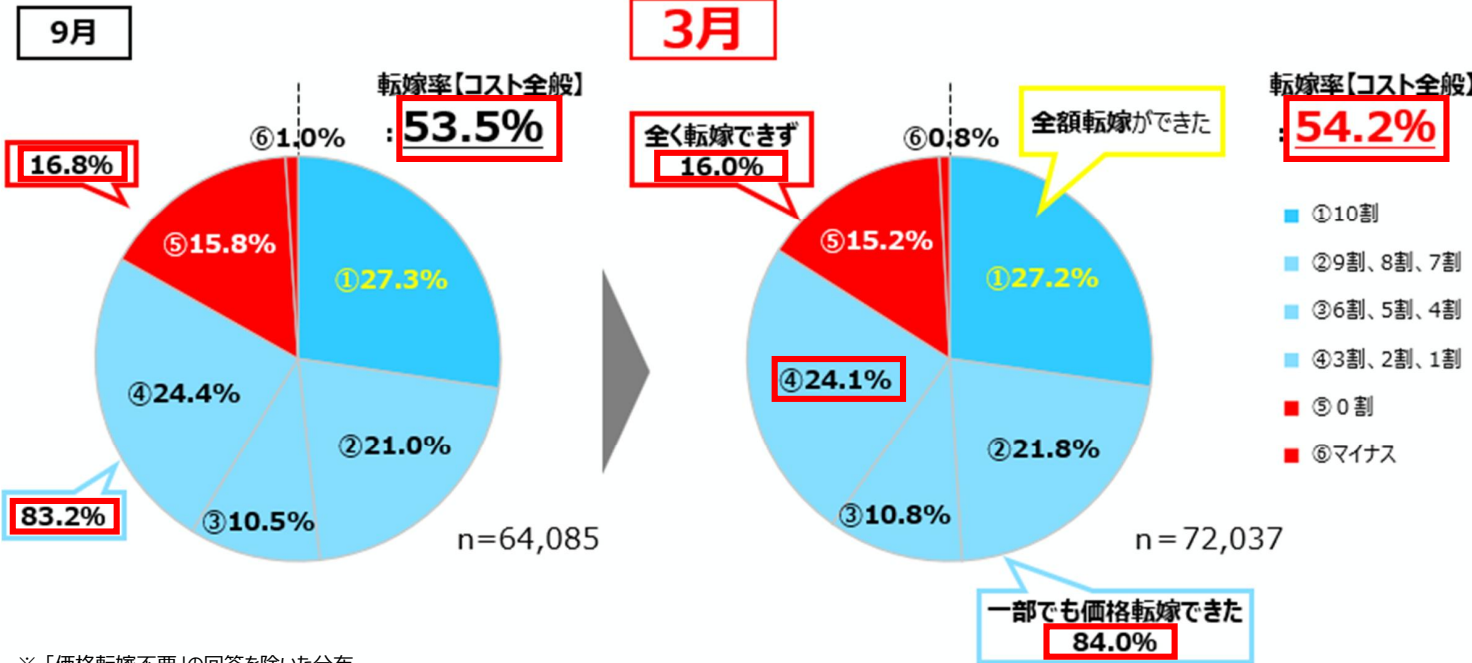
▲OEMや業界団体が示す比率（価格上昇率・労務費率など）を一方的に採用され、**実際の価格上昇分の一部しか転嫁できなかった**。個別交渉をお願いしたが応じてもらえなかった。

▲資料を揃えて労務費の交渉を申し入れたが、**最低賃金の上昇分すら転嫁を認めてもらえなかった**。

価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「**一部でも転嫁できた**」割合（①②③④）は**8割超**。「**全額転嫁できた**」割合（①）は**3割弱**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**横ばい**の状況（前回16.8%→**16.0%**）。
 - **価格転嫁の状況はほぼ横ばい**であり、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

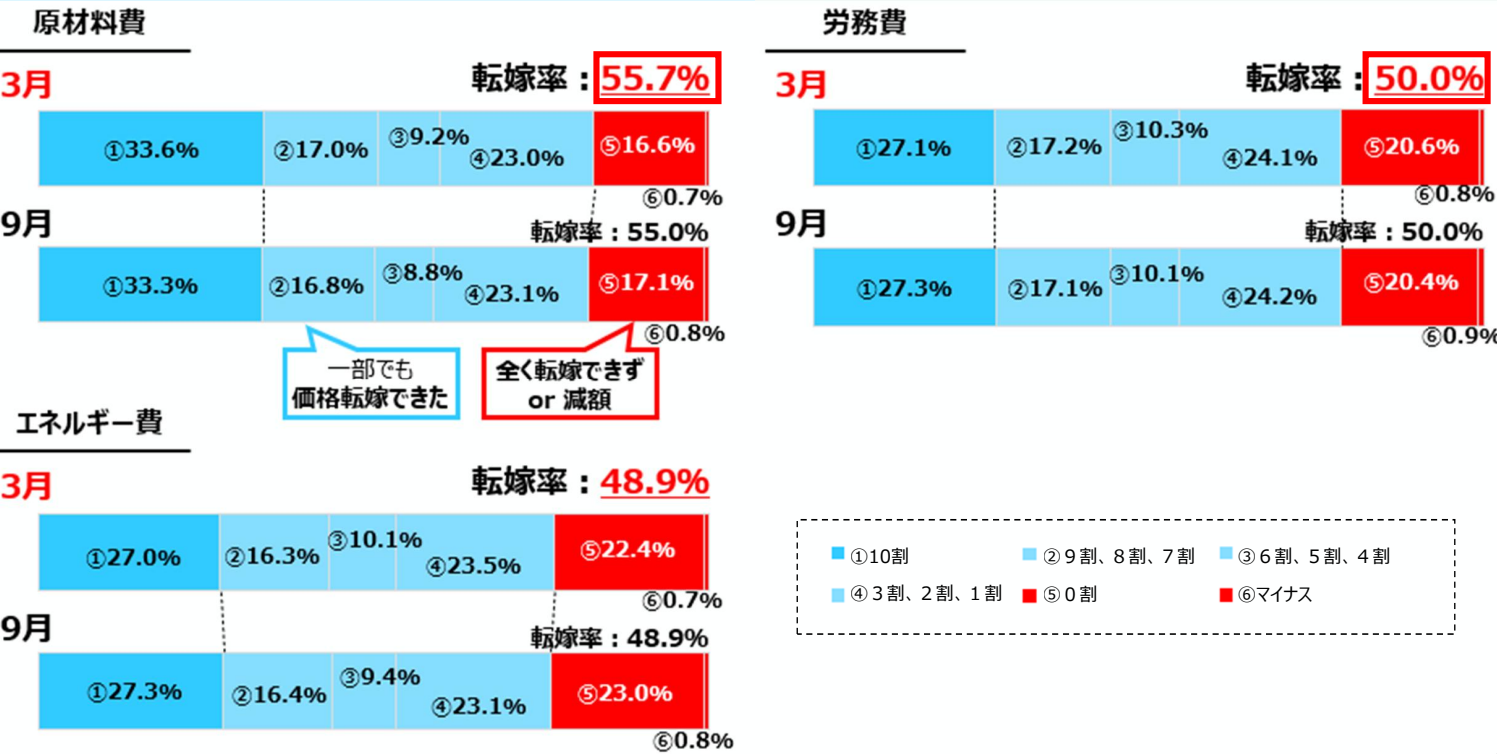
直近6か月間における価格転嫁の状況



※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布。

価格転嫁の状況【コスト要素別】

- 原材料費の転嫁率は上昇したものの、**労務費・エネルギー費は前回から横ばい**。
- 労務費の転嫁率は、5割を維持したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。**エネルギー費の転嫁率が前回に引き続き最も低い水準**となった。
- **労務費に限らず**、原材料費・エネルギー費を含めた**コスト全般の価格転嫁**を一層推進していく必要がある。



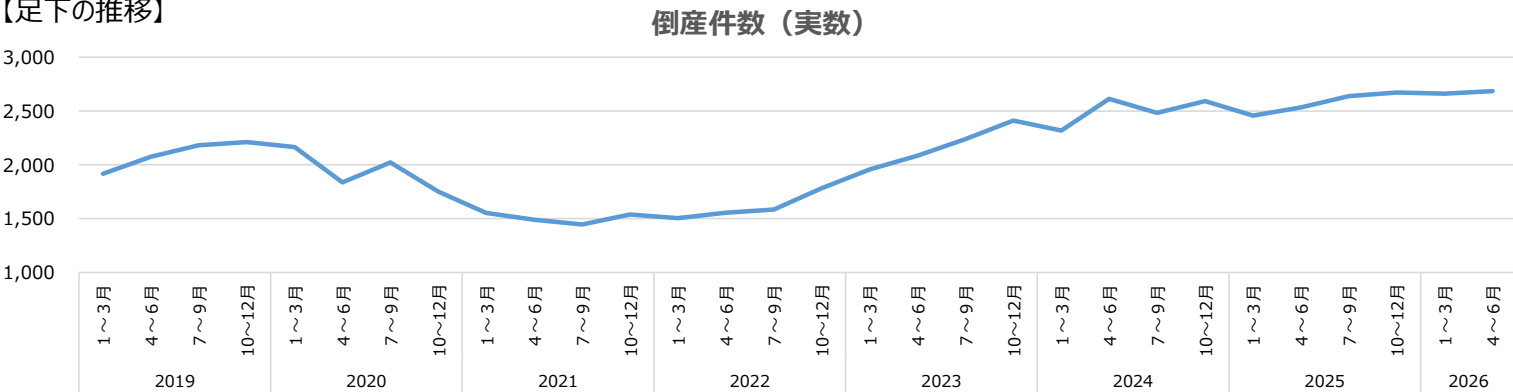
※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

25

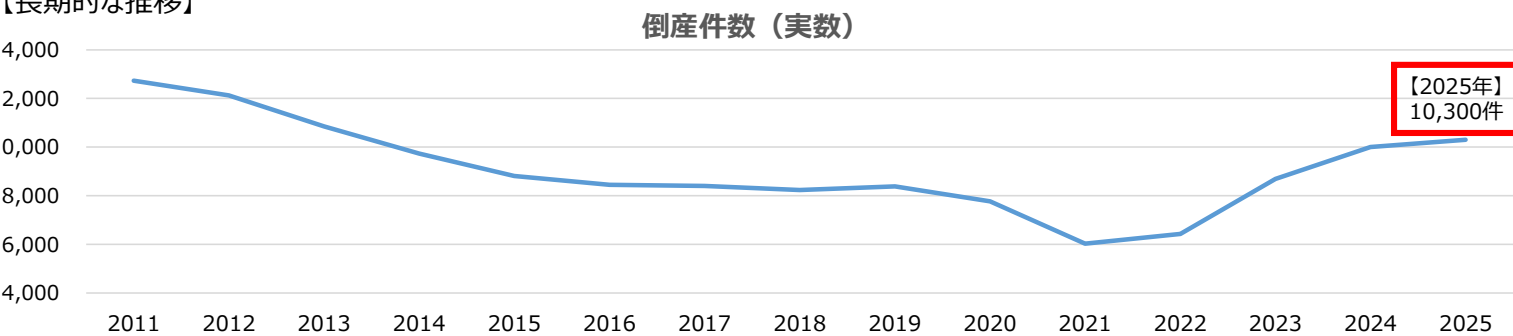
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】



【長期的な推移】



（資料出所）東京商工リサーチ

26

物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

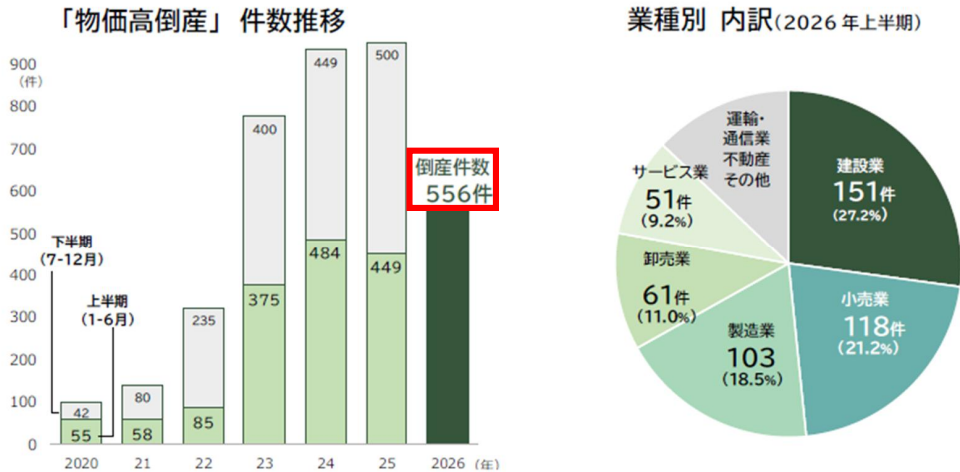
物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

全国企業倒産集計（2026年上半期報）（抜粋）（下図）

物価高倒産は556件判明 過去最多を大幅更新

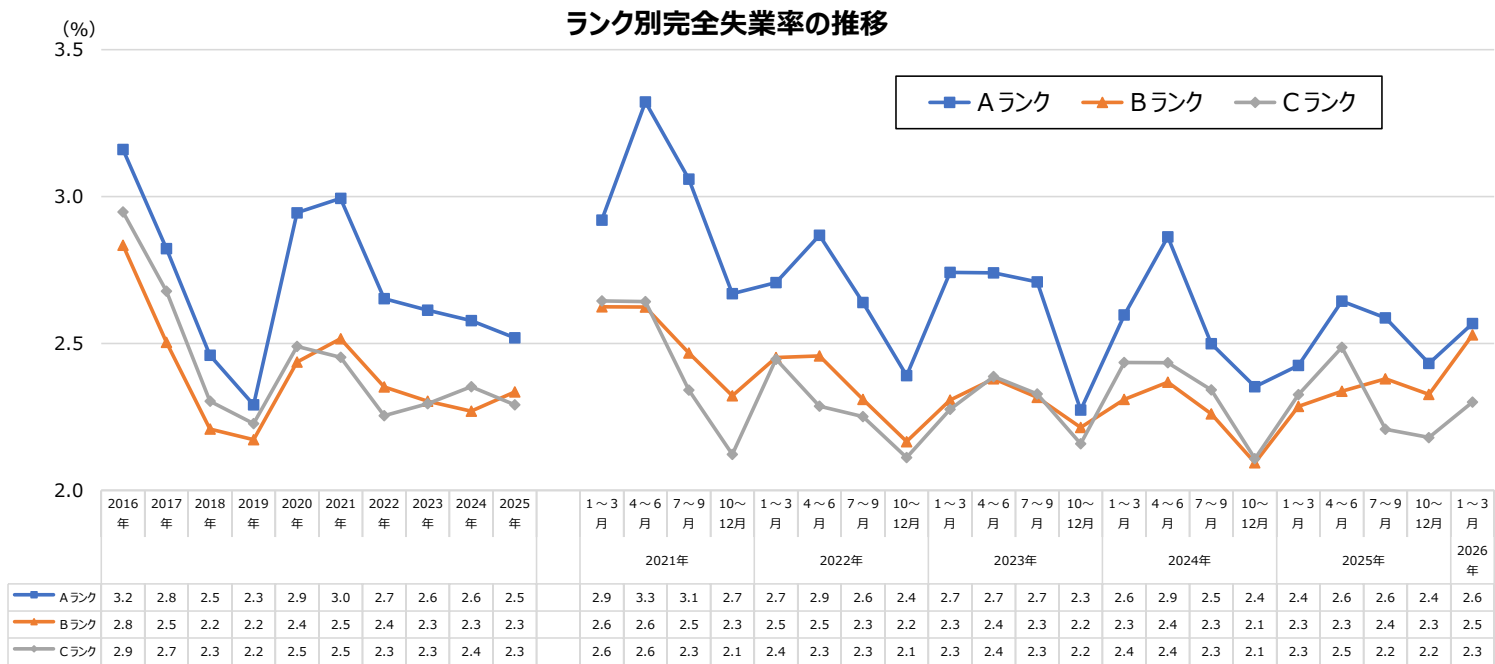
「物価高倒産」は、556件（前年同期449件、23.8%増）判明し、上半期としては2年ぶりに前年を上回った。集計開始から初めて500件を上回り、過去最多を大幅に更新した。2026年6月は113件（前年同月85件）となり、単月としても過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（151件）が最も多く、『小売業』（118件）、『製造業』（103件）が続いた。



（資料出所） 帝国データバンク「全国企業倒産集計（2025年報）」、「全国企業倒産集計（2026年上半期報）」
※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特に A ランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

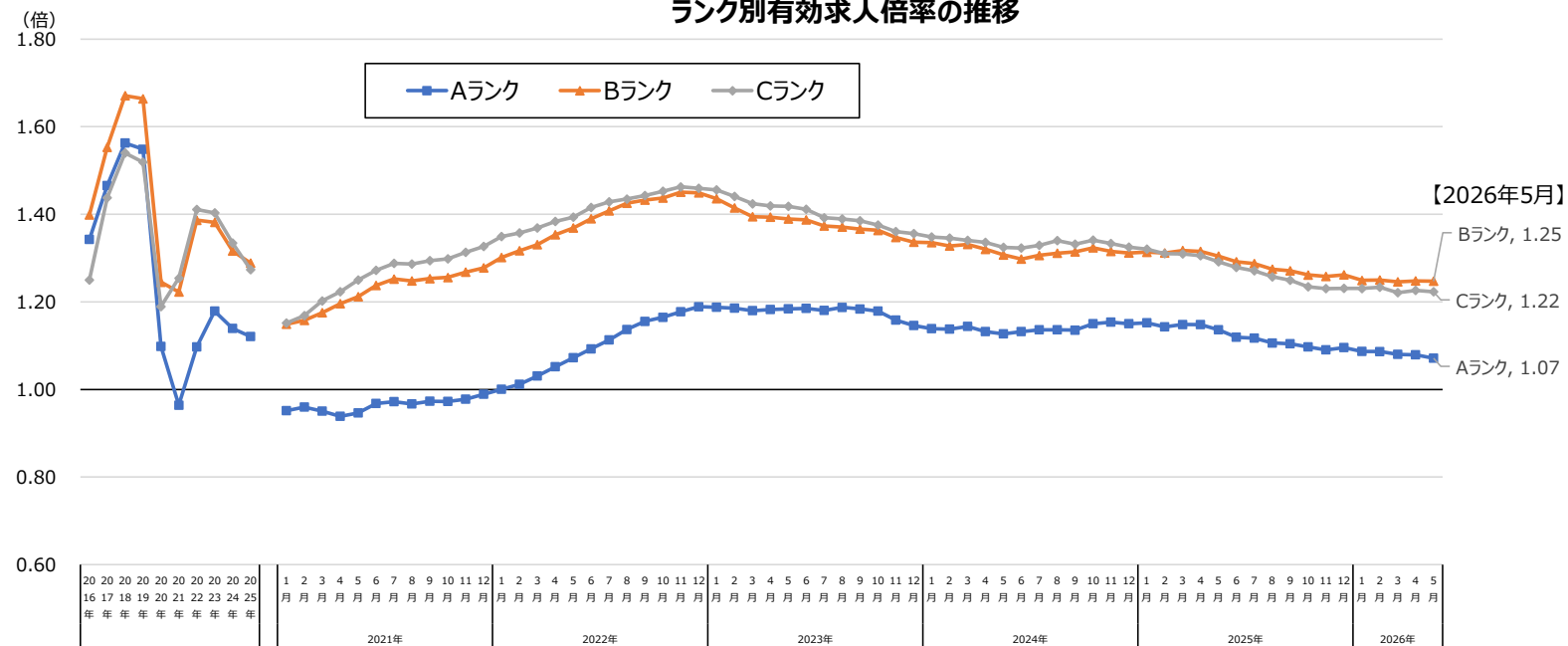


（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
（注） 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

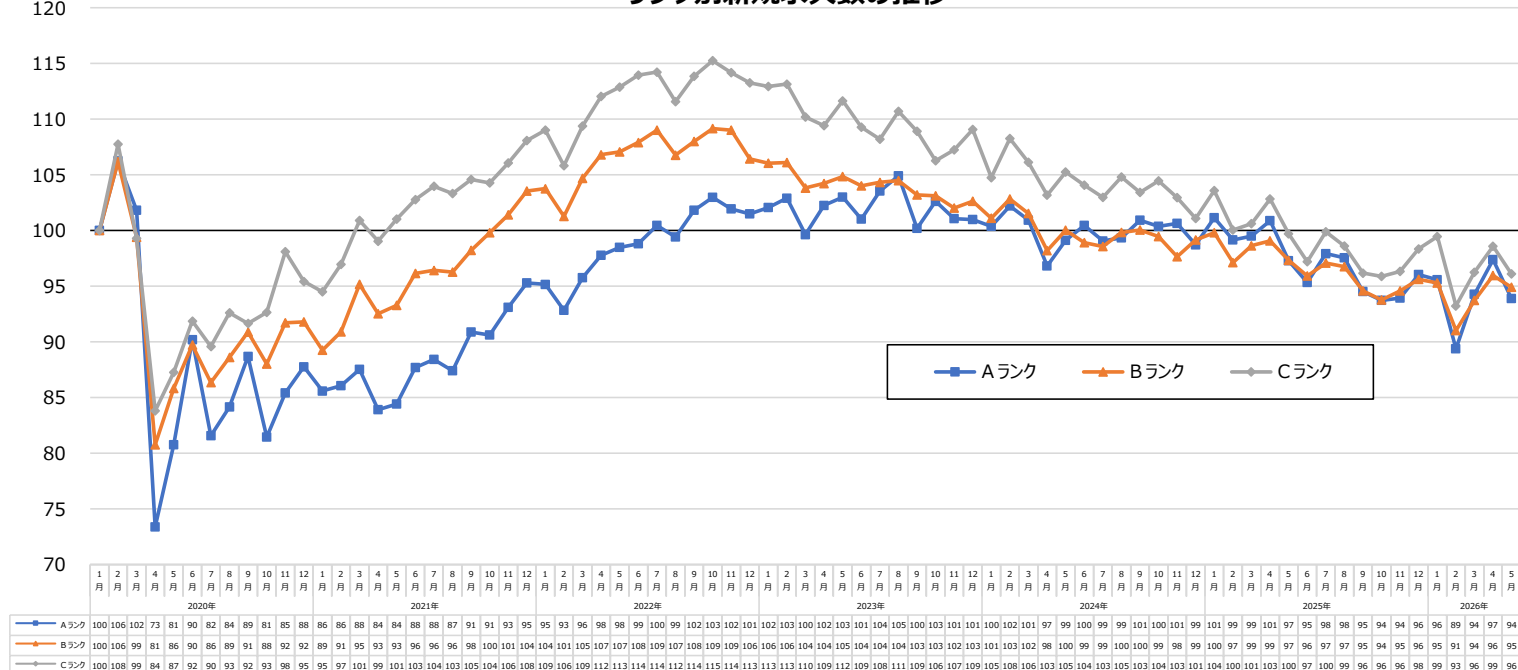
29

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いたが、このところ各ランクとも微減傾向。

(2020年1月=100)

ランク別新規求人数の推移

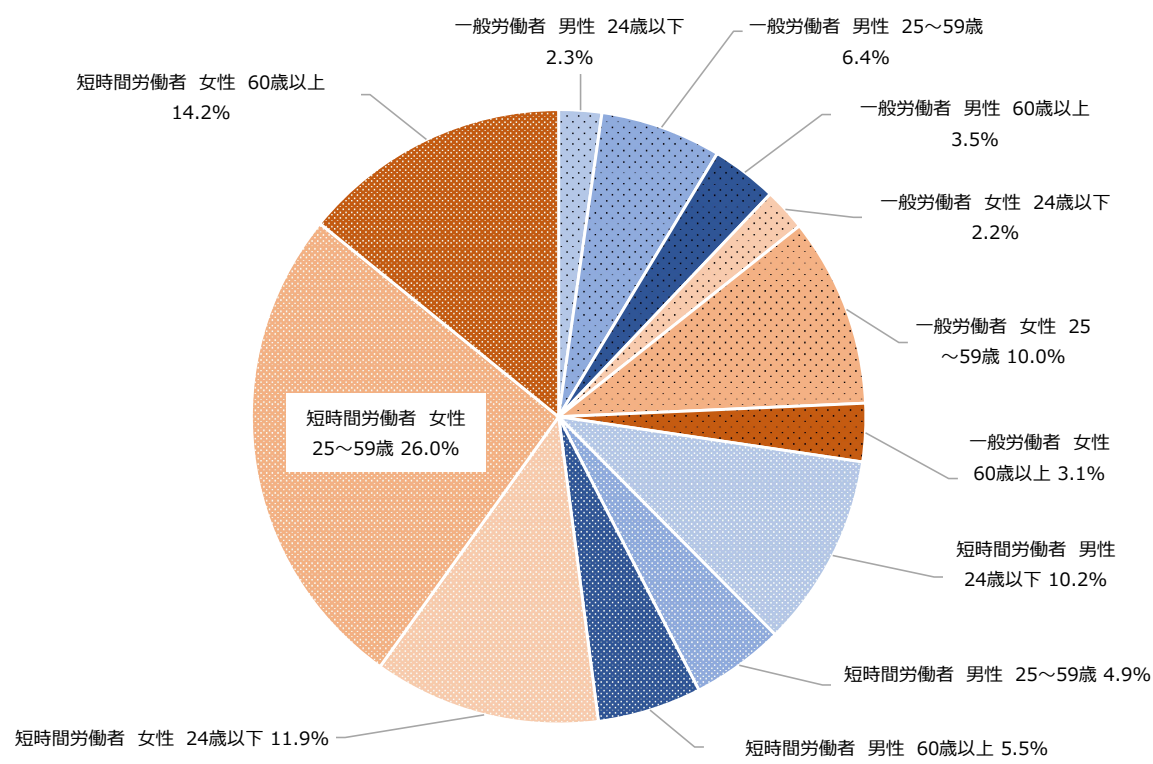


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数（季節調整値）を100とした場合の各月の新規求人数（季節調整値）の水準。
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

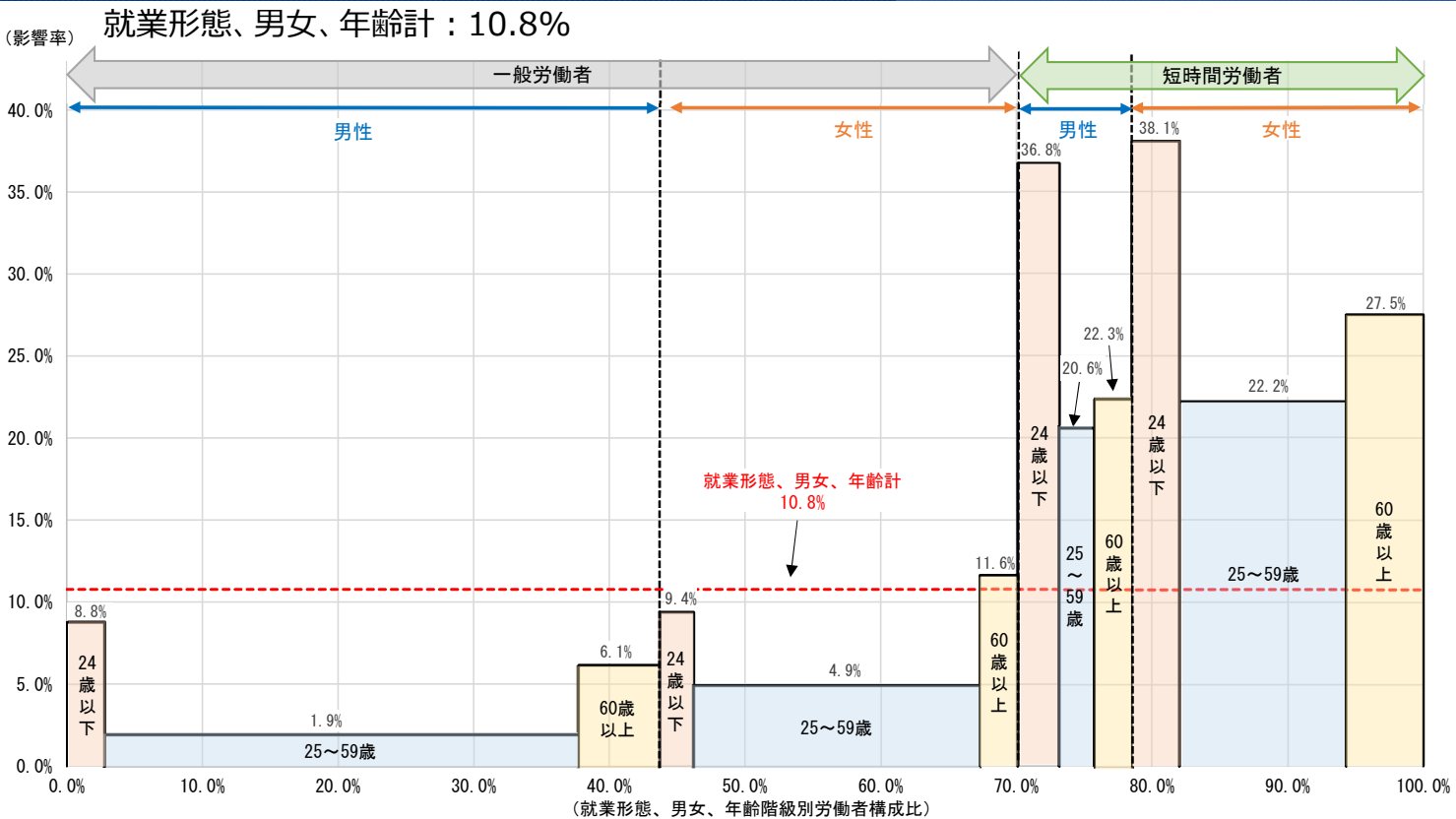
30

最賃近傍雇用者構成比（2025年）



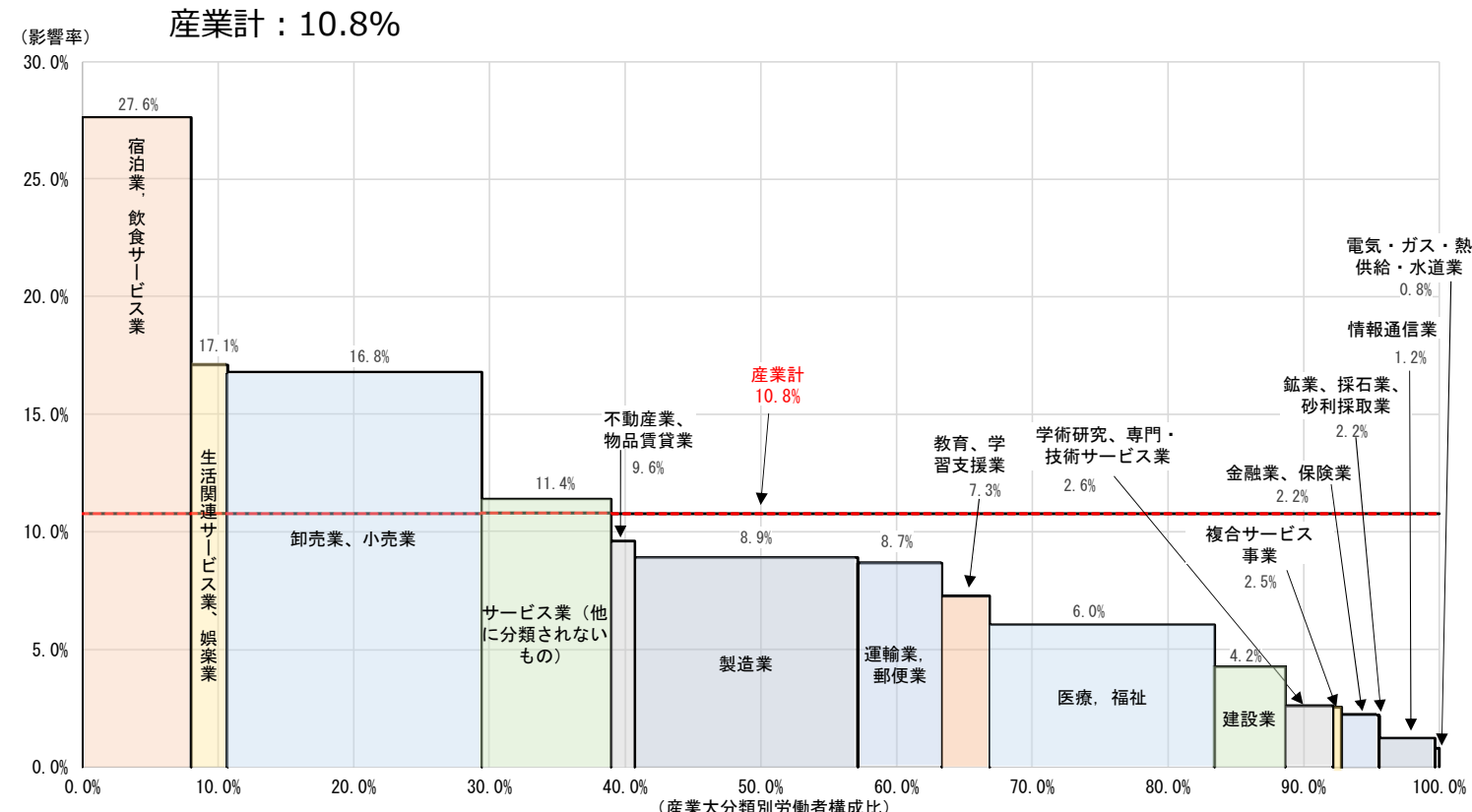
（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 「最賃近傍雇用者構成比」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2025年）



（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）



(資料出所) 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

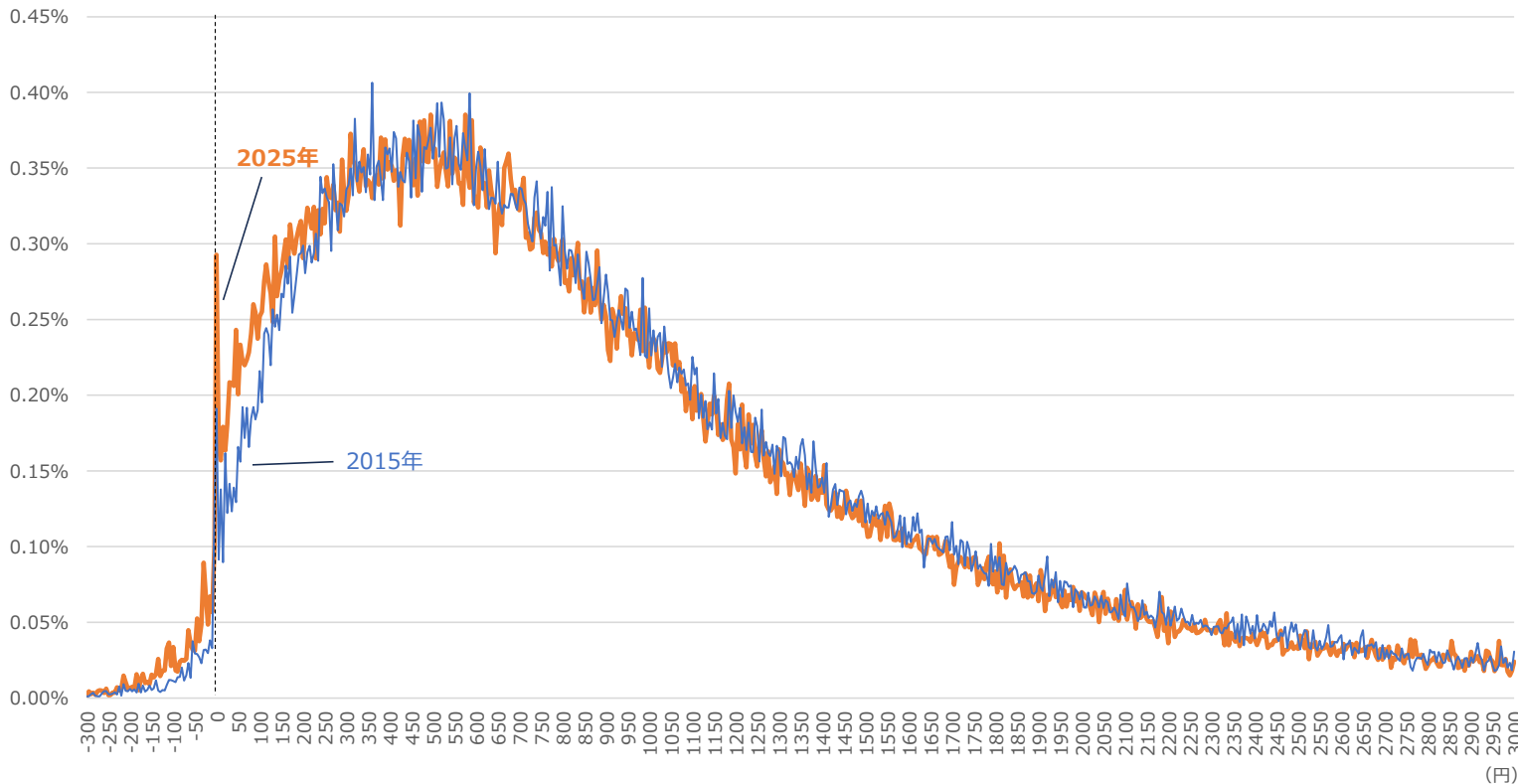
2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。

所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。

4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

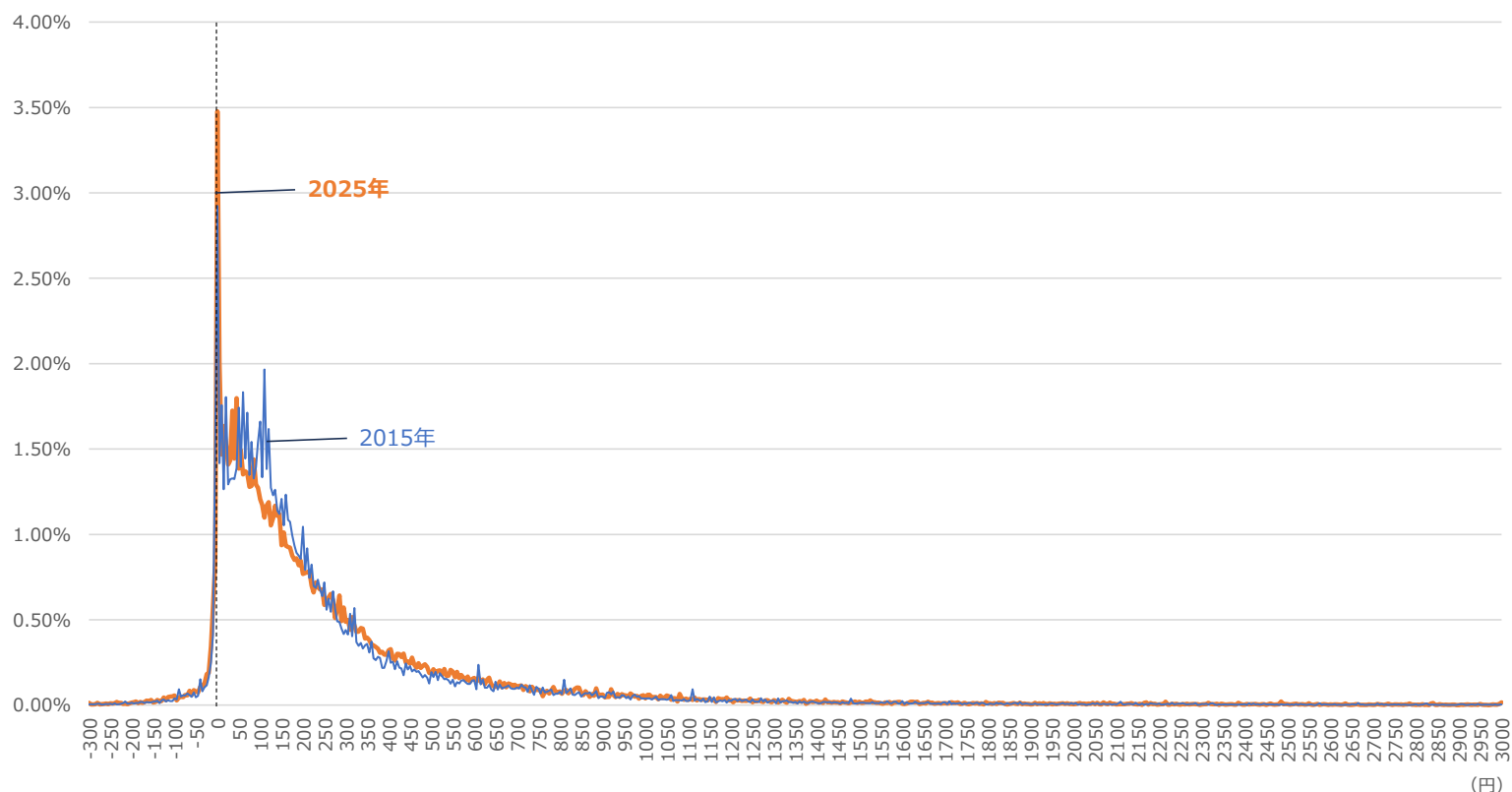
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）



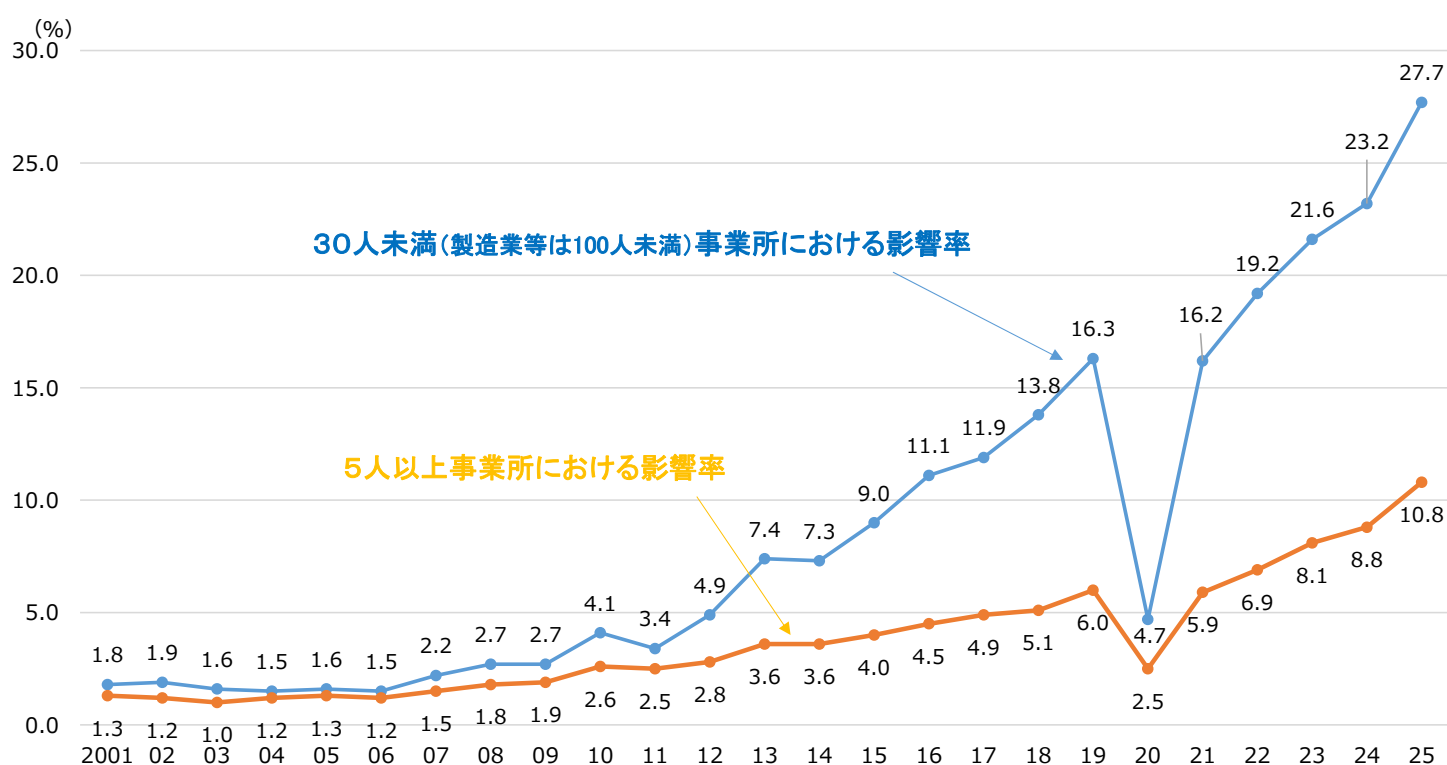
（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

35

最低賃金の影響率の推移

- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。

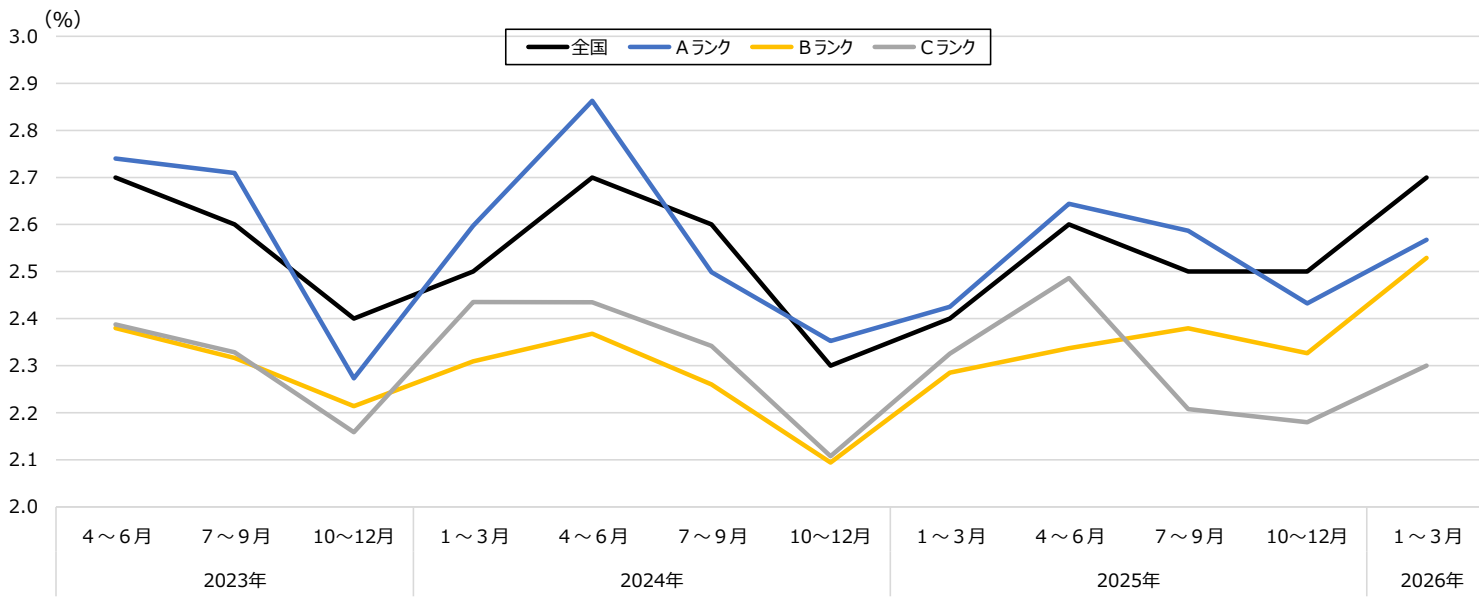


資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

36

完全失業率

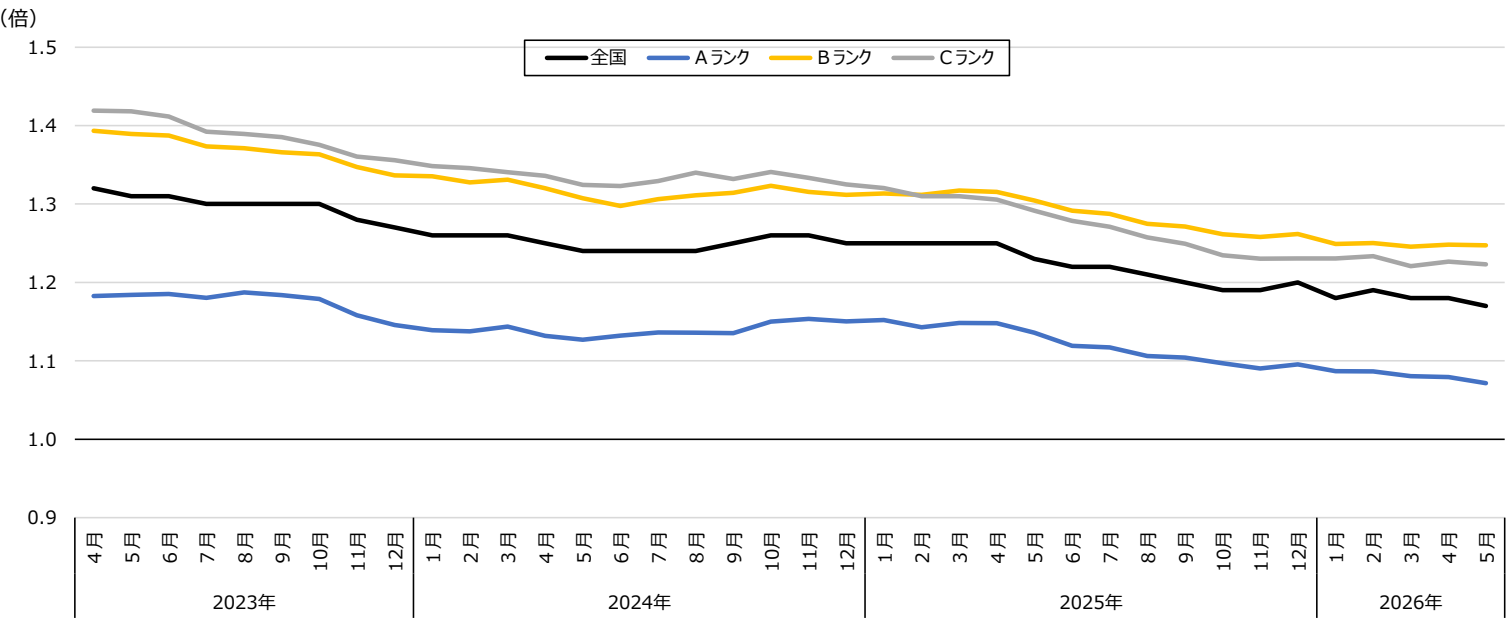
○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。
2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

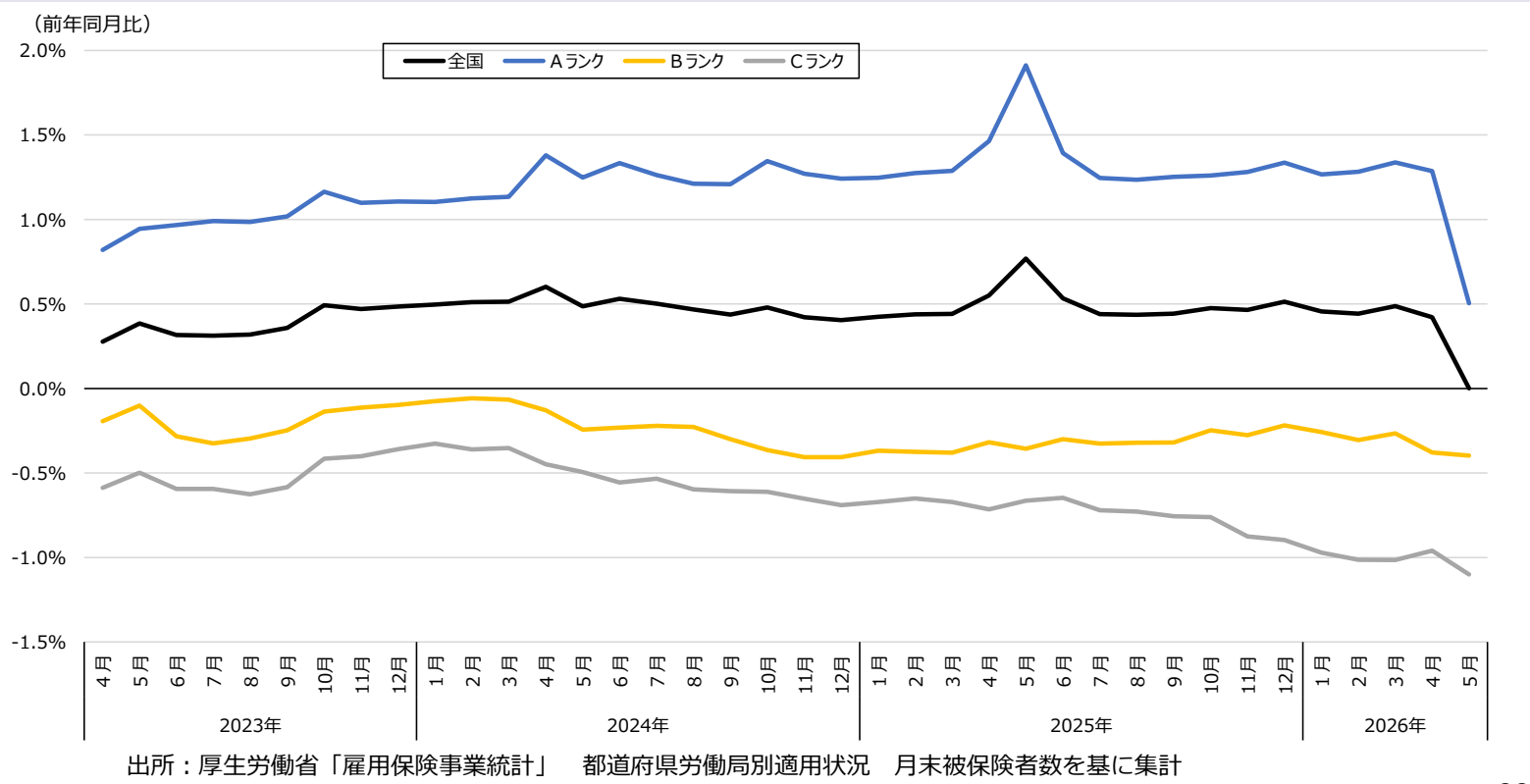
○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

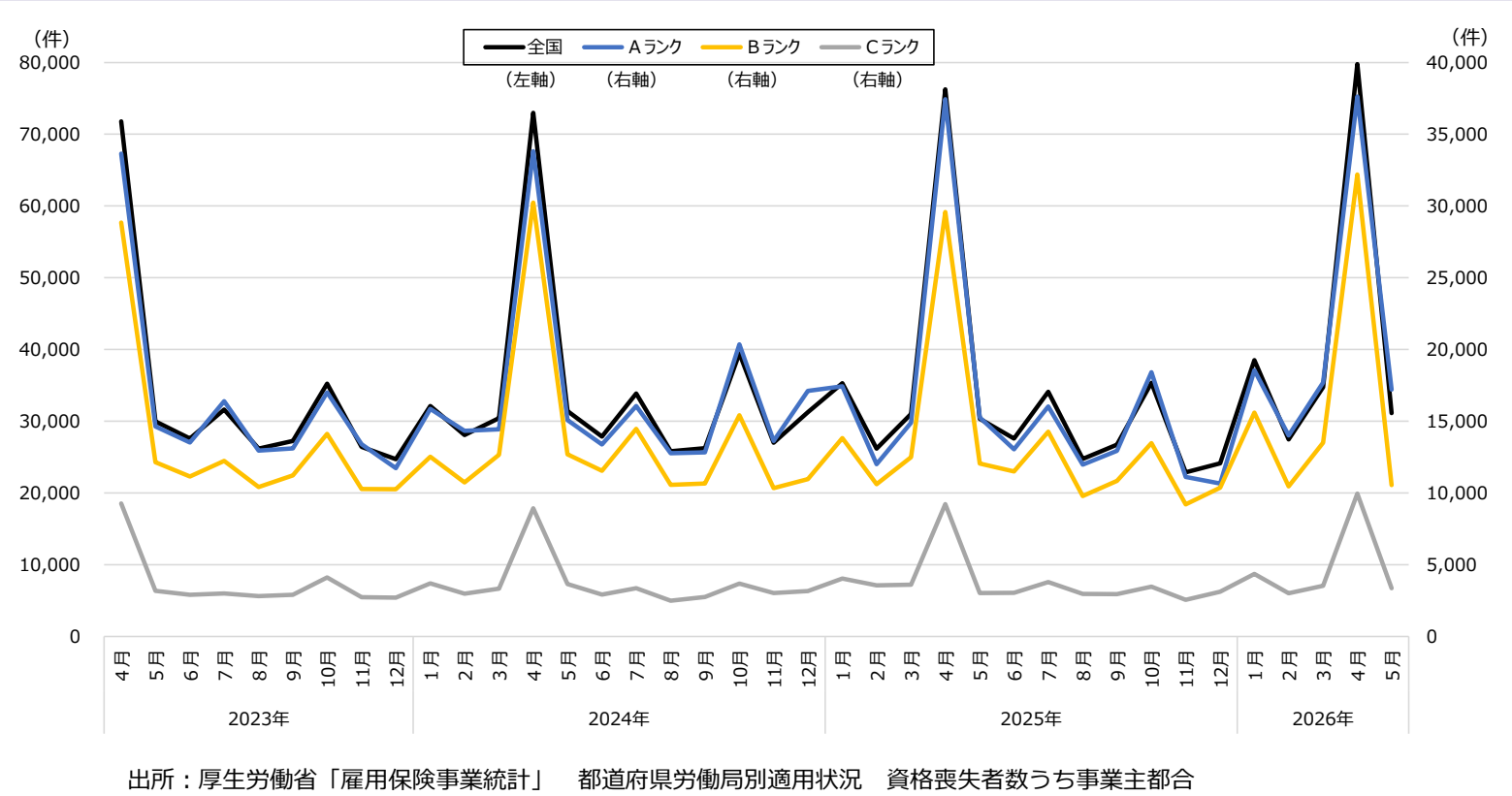
雇用保険 被保険者数（前年同月比）

・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。



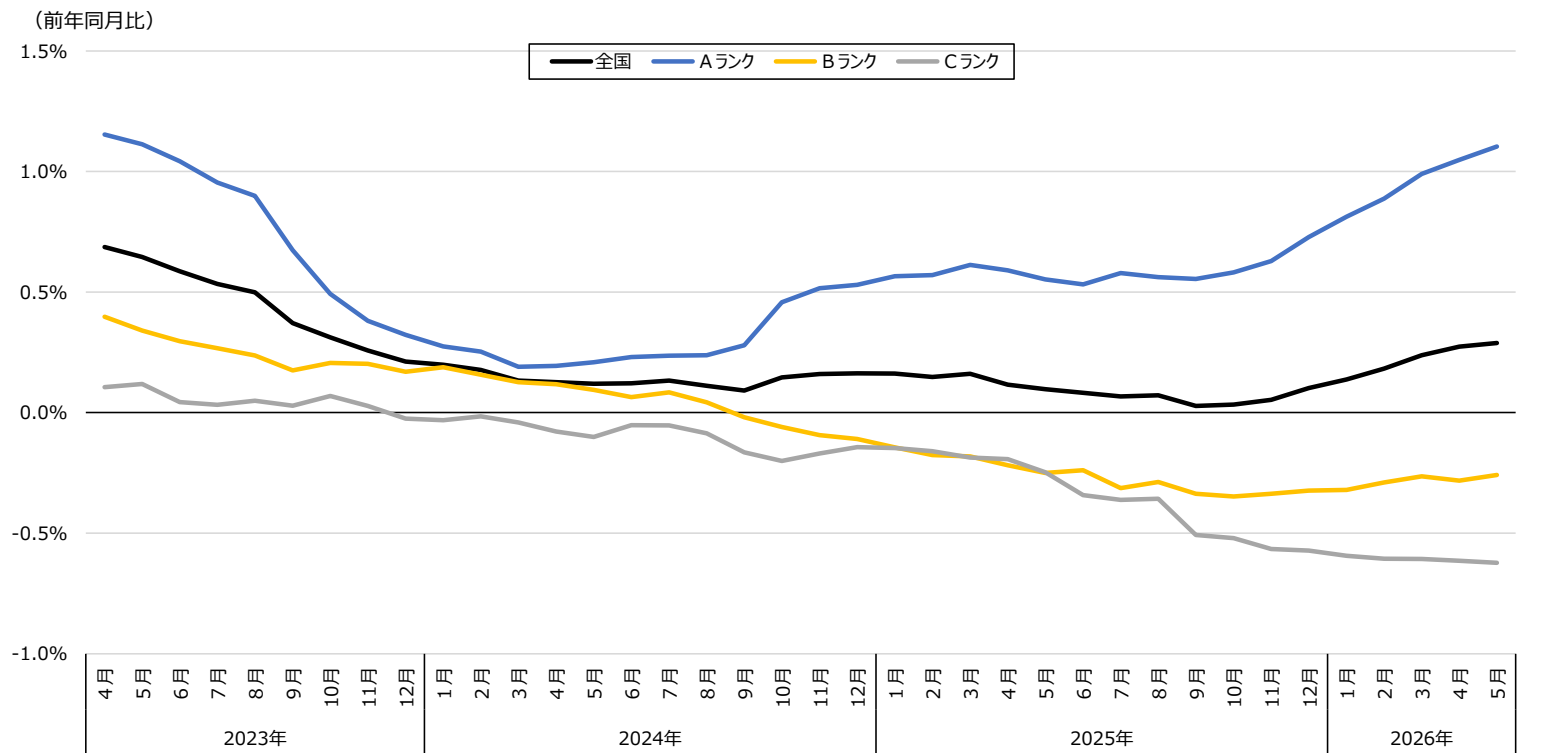
雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

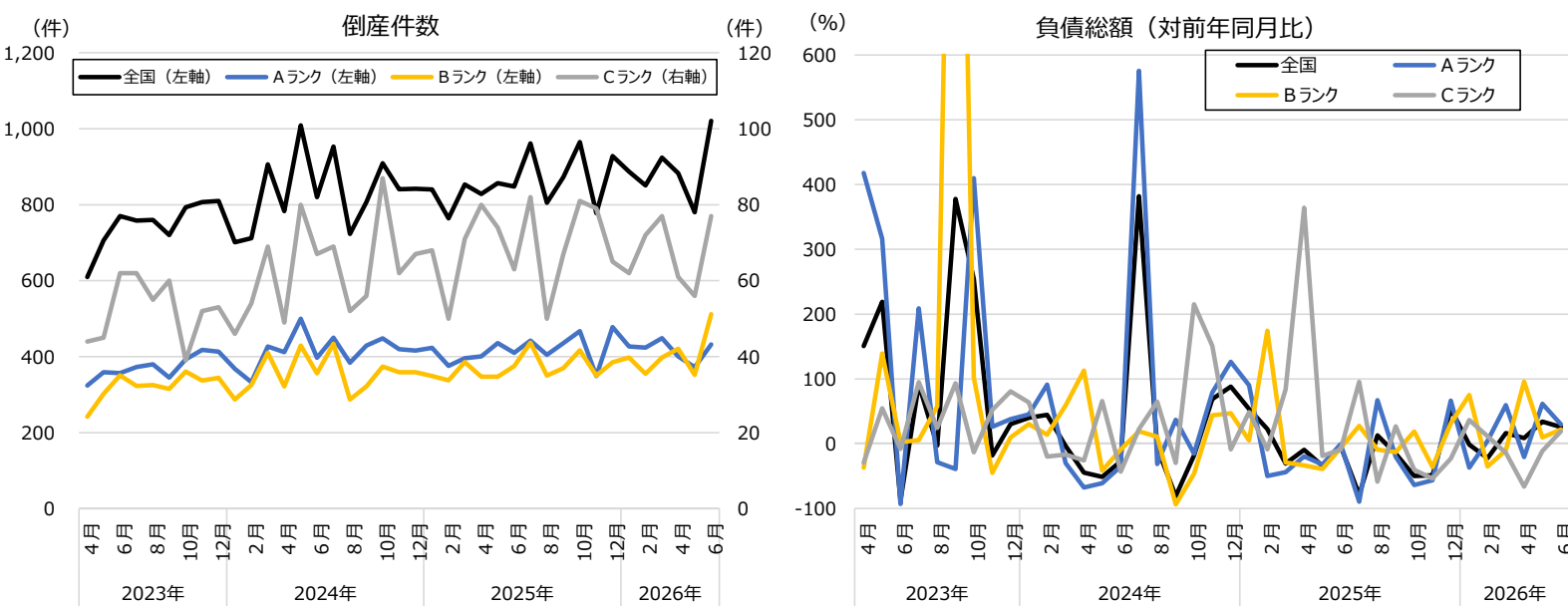
○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況

倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

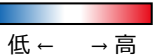
出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

完全失業率

(単位：％)

	2023年				2024年				2025年				2026年				2025年度 最賃引上げ額
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	
全国	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.5	2.7				66
北海道	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.5	3.1	2.8	2.7				65
青森県	2.8	2.6	2.4	2.6	3.3	2.8	2.6	2.5	3.0	2.6	2.3	2.5	3.2				76
岩手県	2.3	2.2	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	1.9	2.5	2.6				79
宮城県	2.9	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.2	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3				65
秋田県	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.7	2.7	2.5	3.2	3.1	2.3	2.8	3.1				80
山形県	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	2.0	2.1	2.1	2.0	2.2				77
福島県	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.7	2.6	2.7	2.8				78
茨城県	2.4	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	2.4	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.5				69
栃木県	2.2	2.6	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	1.9	2.1	2.5	2.3	2.2	2.4				64
群馬県	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3				78
埼玉県	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.5	2.8				63
千葉県	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.4	2.4	2.3	2.3				64
東京都	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	2.7	2.4	2.2	2.5				63
神奈川県	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.8	2.7	2.3	2.7				63
新潟県	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	1.9	1.9	2.2	2.2	2.1	2.3	2.7				65
富山県	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.4	1.8	2.0	1.6	1.8	2.2				64
石川県	2.3	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.5				70
福井県	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.2	1.0	0.7	1.2	1.2	1.4	1.7	2.0				69
山梨県	1.6	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.1	1.8	1.8	1.8				64
長野県	2.2	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6	1.9	2.0	1.7	2.1	2.4				63
岐阜県	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.1	1.8	1.6	1.9	1.9	1.8	1.9	2.1				64
静岡県	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5				63
愛知県	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.3	2.5	2.2	2.3				63
三重県	2.0	2.1	1.9	1.8	2.0	2.0	2.1	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	2.3				64
滋賀県	2.2	2.0	2.5	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.3	2.3	2.5	2.3				63
京都府	2.6	2.4	2.4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.8				64
大阪府	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	2.7				63
兵庫県	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.4	2.5				64
奈良県	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	2.4	2.1	2.3				65
和歌山県	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	1.8	2.3	2.1	2.6				65
鳥取県	2.1	2.7	1.7	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1				73
島根県	1.6	1.4	2.0	1.2	1.7	1.4	1.5	2.1	1.7	1.1	2.0	2.1	2.3				71
岡山県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.4	2.5	2.3	2.1	2.6	2.6	2.7	2.6	3.0				65
広島県	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.4	2.3	2.3	2.4	2.6				65
山口県	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7	1.8	1.6	2.0	2.2	2.2	1.8				64
徳島県	1.9	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4				66
香川県	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.0				66
愛媛県	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	1.8	2.2				77
高知県	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.7				71
福岡県	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.9	3.0	2.7	2.7	2.9	2.7	2.4	2.8				65
佐賀県	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	2.1	1.8	1.6	1.8	1.2				74
長崎県	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	2.1	2.4	2.0	2.0	2.2				78
熊本県	2.4	2.6	2.5	1.9	2.6	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.3	2.0	2.4				82
大分県	2.4	2.4	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	2.1	1.9	2.1	1.7	1.6	1.5				81
宮崎県	1.8	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.7	1.8	2.2	2.4	2.2	1.6	2.0				71
鹿児島県	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	2.7	2.7	2.4	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0				73
沖縄県	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.3	3.2	3.3	3.1				71



低 ← → 高

出所：総務省「労働力調査」 都道府県別完全失業率（モデル推計値）

有効求人倍率（季節調整値）

(単位：倍)

	2023年												2024年												2025年												2026年												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17									
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.93	0.92	0.93	0.92	0.91	0.91									
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.10	1.09	1.09	1.09	1.08	1.08	1.08	1.09	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.08	1.08										
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.23	1.23	1.22	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.21	1.19	1.18	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.10	1.12	1.10	1.10	1.11										
宮城県	1.41	1.44	1.39	1.39	1.38	1.38	1.37	1.36	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.22	1.23	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.12	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11	1.09										
秋田県	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.28	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.23	1.22	1.18	1.17									
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.47	1.45	1.43	1.39	1.39	1.37	1.32	1.34	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.27	1.26	1.29	1.27	1.29	1.28	1.29										
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.35	1.33	1.31	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.25	1.26	1.28	1.28	1.30	1.29	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.20	1.22											
茨城県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.39	1.38	1.39	1.39	1.37	1.34	1.30	1.35	1.35	1.37	1.34	1.33	1.31	1.32	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.13	1.10	1.13	1.14										
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.13	1.12										
群馬県	1.48	1.44	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.34	1.33	1.32	1.31	1.32	1.30	1.29	1.27	1.27	1.24	1.23	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24											
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.02	1.00	0.98	0.97	0.94	0.95	0.97	0.96	0.98											
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.96	0.95	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	0.98	0.97	0.97	0.98	0.98	0.99	0.99											
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.77	1.78	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.75	1.75	1.76	1.72	1.75	1.81	1.83	1.78	1.74	1.77	1.76	1.75	1.76	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.70	1.71	1.72	1.73	1.74	1.73	1.74												
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.83												
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.49	1.48	1.46	1.46	1.45	1.44	1.43	1.41	1.41	1.40	1.38	1.37	1.38	1.37	1.37	1.38													
富山県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48	1.47	1.46													
石川県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.45	1.46	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.57	1.56	1.59	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47													
福井県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.78	1.77	1.76	1.76	1.77	1.76	1.74	1.72	1.71	1.74	1.76	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.71	1.70	1.70	1.70	1.66	1.66	1.67	1.58	1.57													
山梨県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.28	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32	1.34													
長野県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.43	1.41	1.40	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.23	1.24													
岐阜県	1.65	1.64	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.56	1.58	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.45	1.44	1.42	1.42	1.41	1.39													
静岡県	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.17	1.14	1.12	1.11	1.11	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.06	1.07	1.07	1.06	1.06	1.08	1.06													
愛知県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.36	1.35	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.23	1.22													
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.13	1.14	1.16	1.18	1.16	1.16	1.14	1.16	1.15	1.18	1.17	1.18	1.19	1.16	1.14													
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04													
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.23	1.20	1.17	1.18	1.19	1.20	1.20	1.19	1.18	1.20	1.21	1.24	1.27	1.26	1.27	1.25	1.25	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.26	1.25	1.24	1.24	1.21													
大阪府	1.31	1.30	1.30	1.31	1.32	1.32	1.30	1.30	1.29	1.28	1.25	1.23	1.22	1.21	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.22	1.23	1.22	1.23	1.23	1.21	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14													
兵庫県	1.05	1.01	1.01	1.03	1.02	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.01	0.99	0.98	1.01	1.02	1.02	1.01	1.00	0.99	0.99	1.00	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.95	0.94	0.94	0.94													
奈良県	1.15	1.18	1.15	1.16	1.15	1.13	1.11	1.11	1.12	1.12	1.10	1.11	1.13	1.14	1.14	1.10	1.13	1.12	1.12	1.14	1.14	1.13	1.12	1.14	1.14	1.13	1.13	1.10	1.10	1.07	1.06	1.05	1.03	1.00	1.01														
和歌山県	1.50	1.50	1.47	1.47	1.46	1.47	1.40	1.40	1.38	1.34	1.28	1.27	1.28	1.30	1.28	1.28	1.27	1.25	1.28	1.29	1.29	1.29	1.32	1.33	1.34	1.33	1.32	1.29	1.27	1.27	1.28	1.29	1.27	1.25	1.26														
徳島県	1.68	1.68	1.60	1.58	1.56	1.53	1.52	1.50	1.48	1.46	1.49	1.48	1.49	1.45	1.44	1.45	1.43	1.42	1.43	1.42	1.38	1.38	1.40	1.41	1.39	1.34	1.38	1.38	1.39	1.33	1.34	1.34	1.37	1.45															
岡山県	1.58	1.57	1.55	1.52	1.54	1.58	1.55	1.54	1.56	1.56	1.54	1.51	1.50	1.47	1.46	1.44	1.43	1.42	1.43	1.46	1.45	1.43	1.43	1.45	1.46	1.46	1.45	1.42	1.40	1.37	1.36	1.34	1.33	1.31															
広島県	1.63	1.55	1.54	1.56	1.56	1.57	1.54	1.53	1.53	1.52	1.51	1.52	1.51	1.50	1.50	1.47	1.44	1.42	1.43	1.42	1.43	1.45	1.43	1.40	1.41	1.42	1.44	1.43	1.42	1.43	1.41	1.40	1.38	1.38															
山口県	1.58	1.52	1.49	1.49	1.49	1.50	1.49	1.50	1.50	1.51	1.52	1.52	1.51	1.47	1.46	1.46	1.43	1.43	1.47	1.50	1.47	1.47	1.44	1.42	1.42	1.45	1.44	1.43	1.40	1.36	1.35	1.33	1.31	1.31															
徳島県																																																	

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年					2025年度 最終月上げ額	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.0%	66
北海道	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	65	
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.1%	-1.4%	76
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	-1.7%	-1.9%	79	
宮城県	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-1.9%	65
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-2.3%	-2.5%	-2.5%	80	
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	-1.6%	77
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	78
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.3%	0.6%	69	
栃木県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	0.7%	0.2%	64	
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.2%	78	
埼玉県	0.9%	0.9%	0.9%	0.5%	0.5%	0.9%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	3.3%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	64	
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	3.3%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	64	
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%	0.3%	63	
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	0.9%	0.1%	63	
新潟県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.8%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	65	
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-1.4%	-0.7%	64		
石川県	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.4%	0.4%	-0.2%	-0.2%	70	
福井県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	69	
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	64	
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%	63		
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	64		
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	63	
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	63	
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%	0.2%	64	
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	-1.0%	-1.2%	63	
京都府	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	1.8%	0.8%	64
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	0.8%	63	
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	-0.2%	64		
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65	
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	65	
鳥取県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	73	
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-1.5%	-0.8%	65
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	65	
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.6%	-1.9%	64	
徳島県	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.4%	-1.2%	66	
香川県	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	-0.5%	66	
愛媛県	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.2%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.9%	-1.6%	77
高知県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.8%	-1.6%	71	
福岡県	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	65	
佐賀県	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	74		
長崎県	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.7%	-0.2%	0.0%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-0.5%	-1.3%	78	
熊本県	0.4%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.5%	-0.6%	-1.1%	-0.2%	82
大分県	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-1.3%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.8%	-0							

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

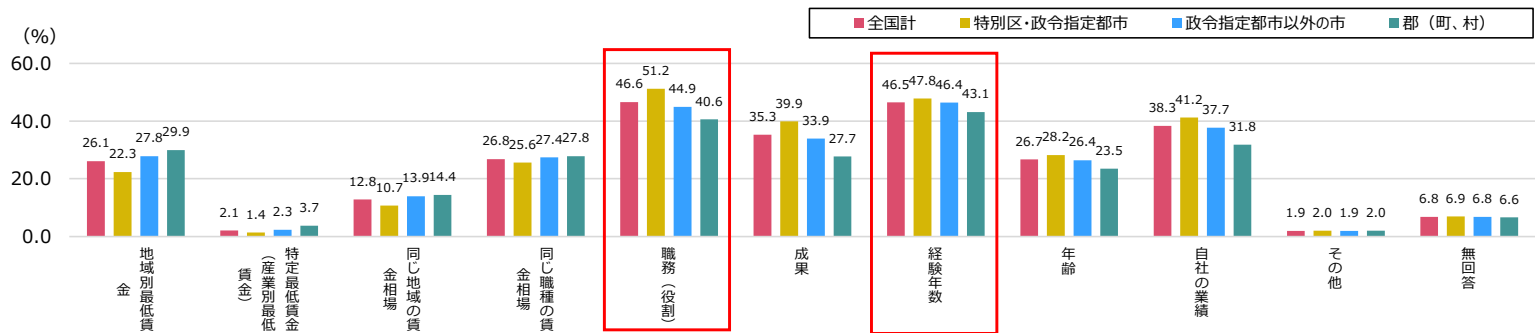
	2024年												2025年												2026年					2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	66
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	65
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	76
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	79	
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	65
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	-2.2%	80
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.2%	-2.3%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	77
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	78
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	69
栃木県	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	64
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	78	
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.5%	0.8%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	63
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%	64
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.4%	1.4%	63
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	63	
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	-1.4%	65	
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	64	
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	70	
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	69
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	1.0%	64	
長野県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	63
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	64	
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	63	
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	63	
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	64	
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	63
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	64	
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	0.8%	63
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	64
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	65	
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65
鳥取県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.8%	73	
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	71	
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	65	
広島県	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	65	
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	64	
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.9%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	66	
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	66	
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	77	
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	71	
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	65	
佐賀県	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	74	
長崎県	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	78		
熊本県	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	82	
大分県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	81		
宮崎県																														

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末適用事業所数を基に集計

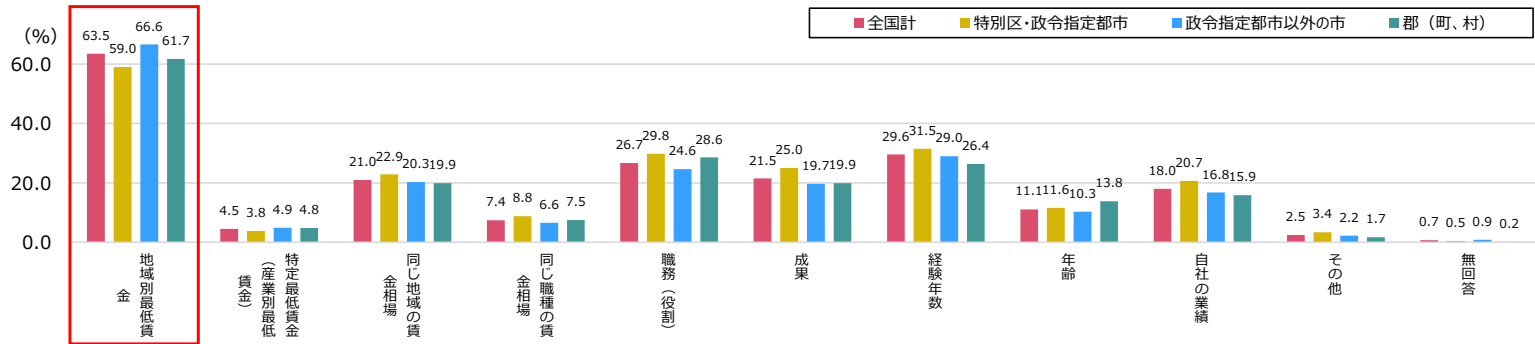
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務（役割）」や「経験年数」を挙げる中小企業が多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）



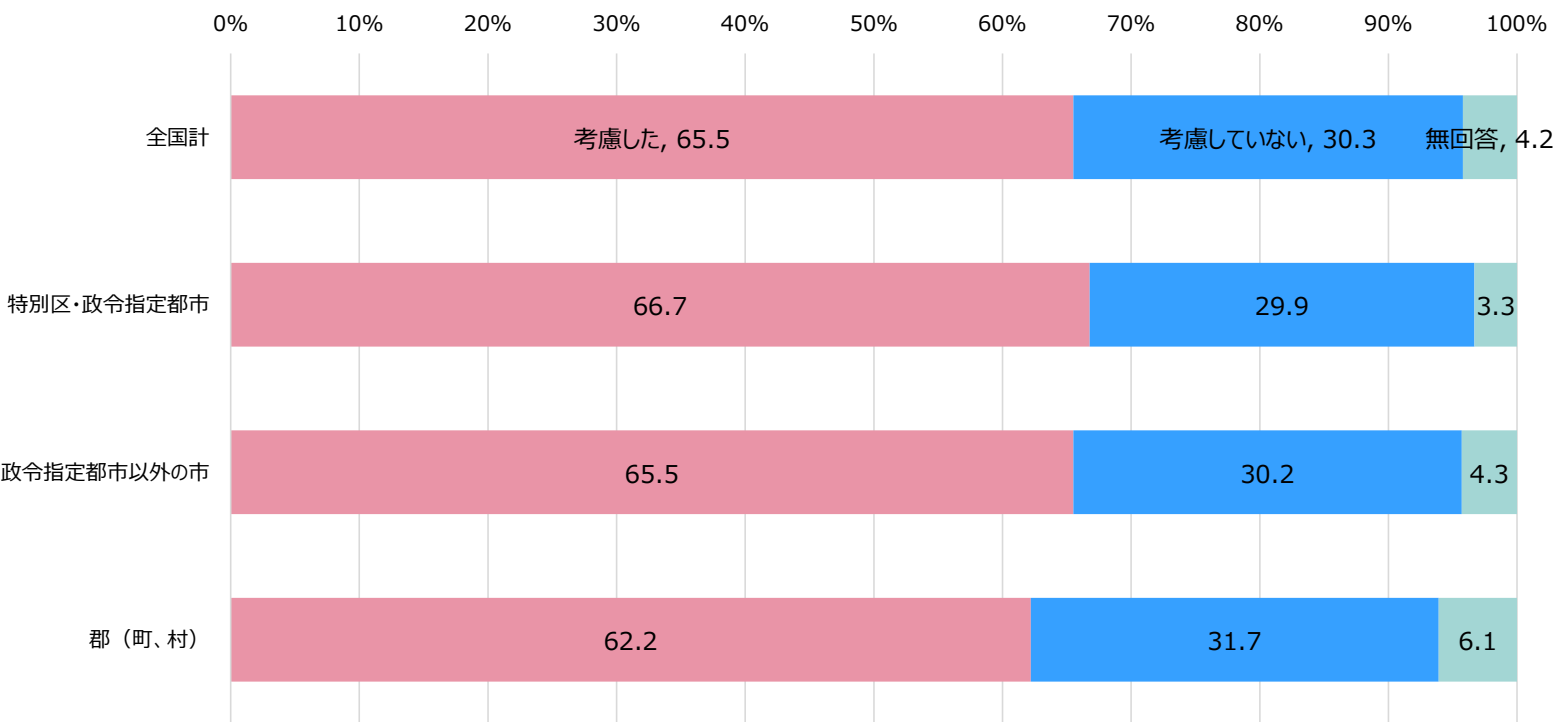
パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）



（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は65%程度である。

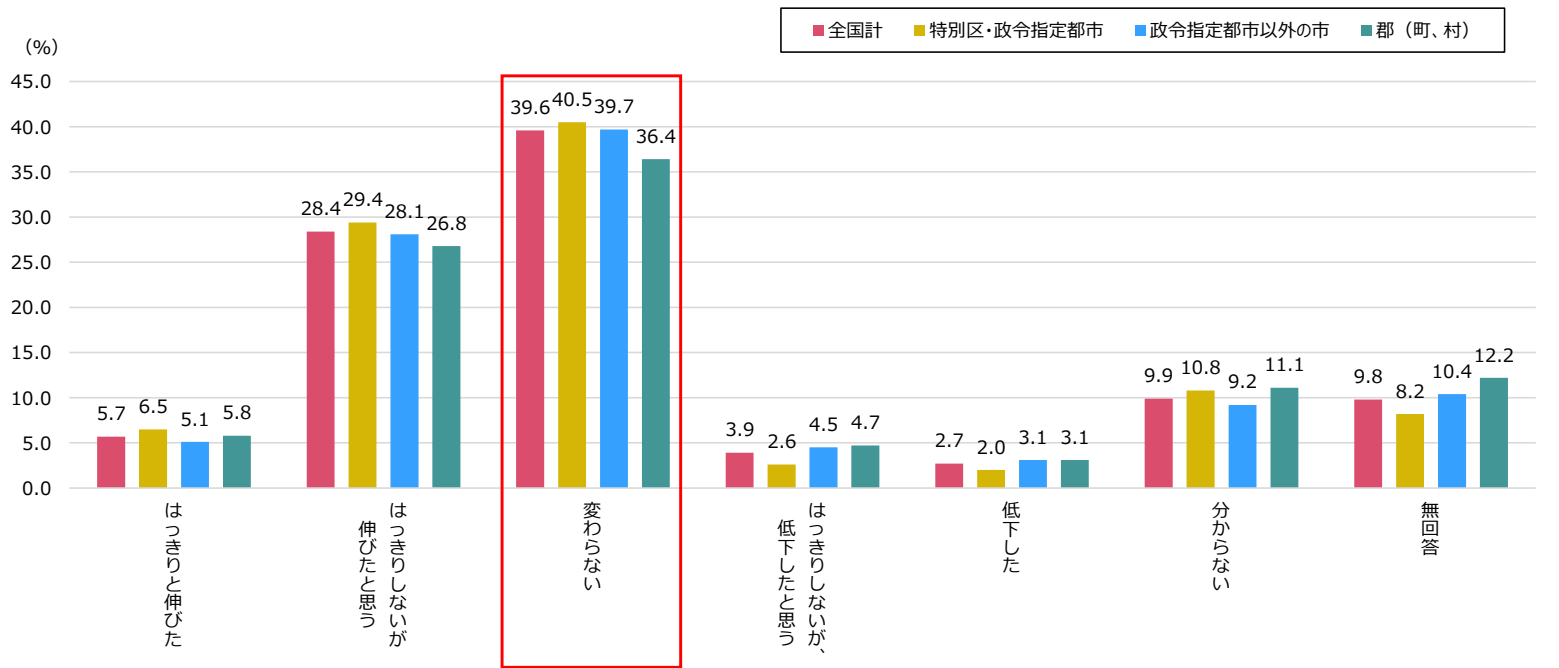


（注）集計対象企業（8,754社）のうち、直近1年間に従業員（正社員あるいは非正社員のいずれか）の賃金を「引き上げた」企業（6,757社）について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2025年)

過去1年間に最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

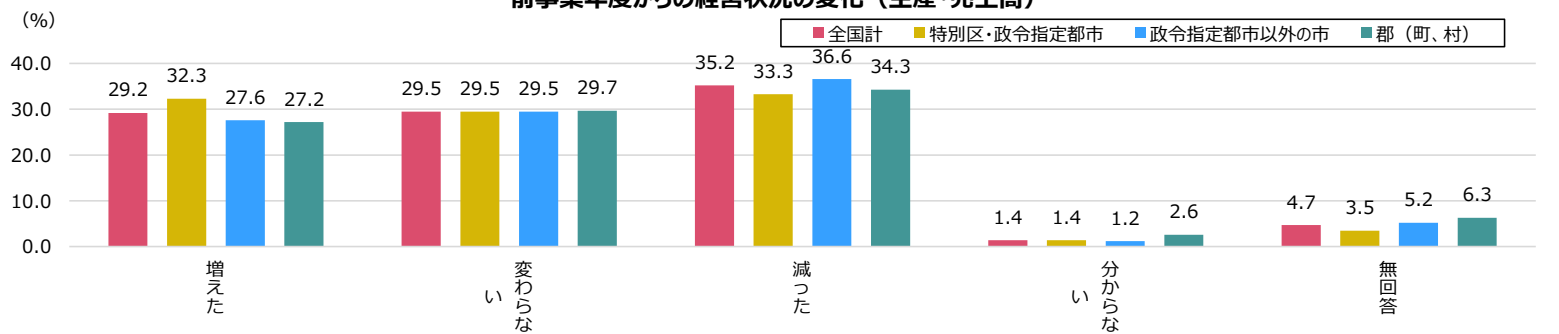


(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業（2025年調査：3,589社）について集計。
本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

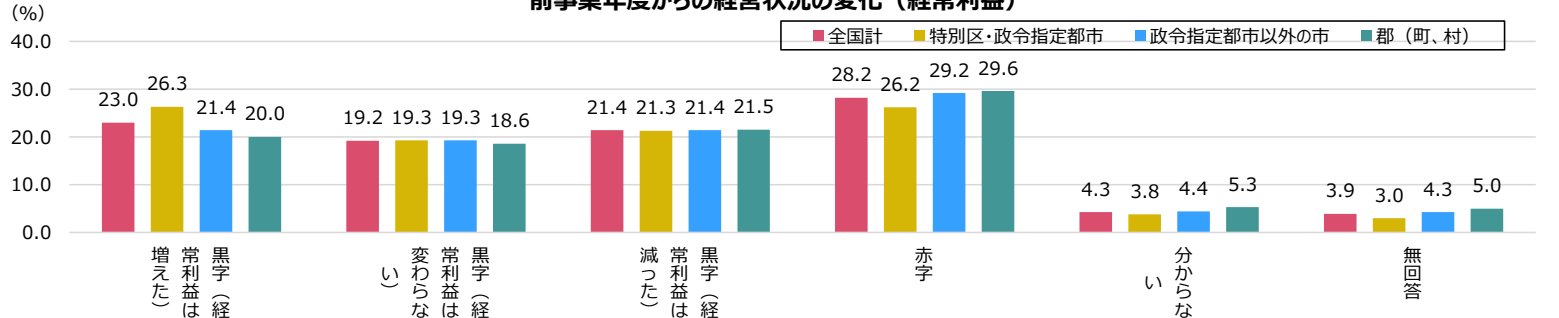
前事業年度からの経営状況の変化①（生産・売上高、経常利益）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計では「増えた」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は35%程度となっている。同様に、前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中で、「特別区・政令指定都市」では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多かったのに対し、「政令指定都市以外の市」では「黒字（経常利益は増えた）」と「黒字（経常利益は減った）」がほぼ同数、「郡（町、村）」では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。また、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では「赤字」が「黒字（経常利益は増えた）」「黒字（経常利益は変わらない）」「黒字（経常利益は減った）」のそれぞれよりも多かった。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



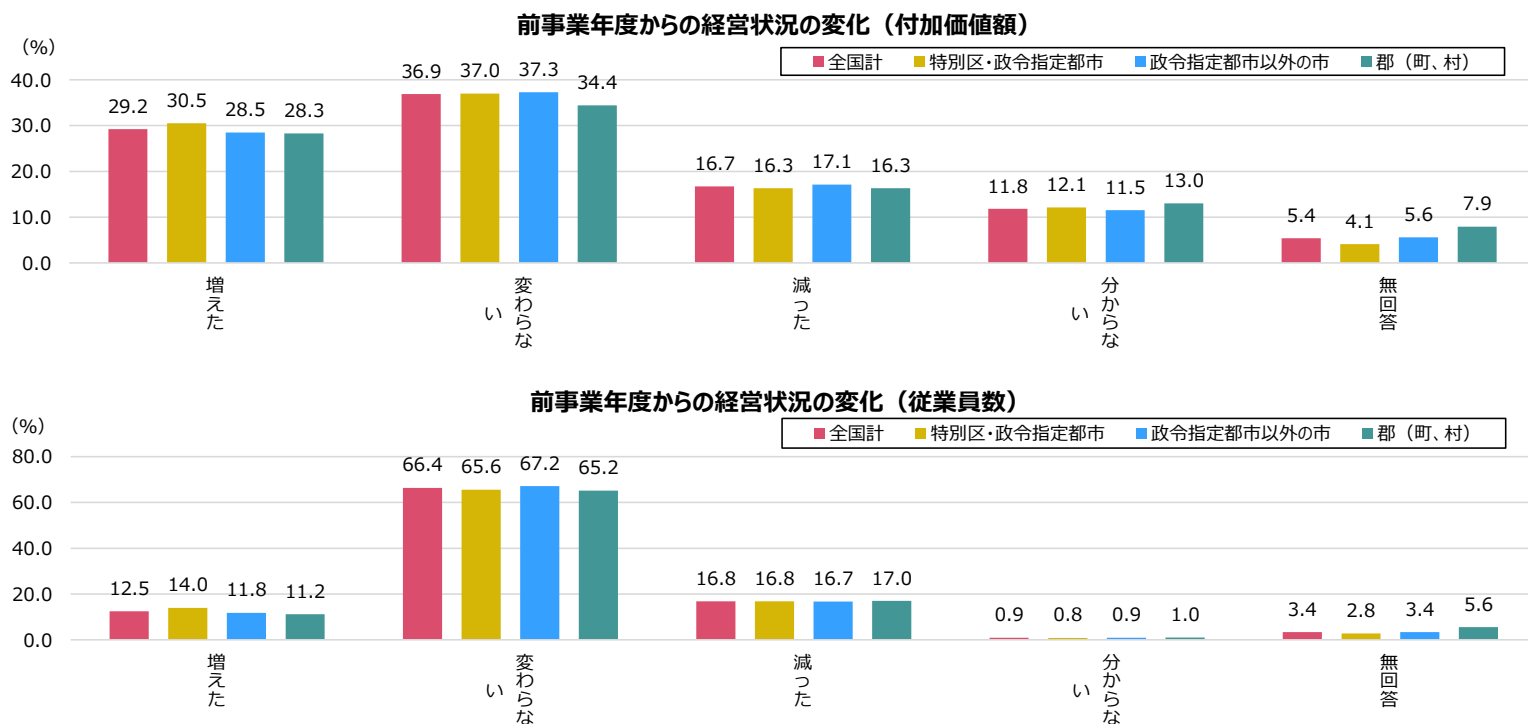
前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）



(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

前事業年度からの経営状況の変化②（付加価値額、従業員数）

前事業年度からの付加価値額の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は29%程度、「変わらない」は37%程度、「減った」は17%程度となっている。同様に、前事業年度からの従業員数の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は12.5%、「変わらない」は66%程度、「減った」は17%程度となっている。

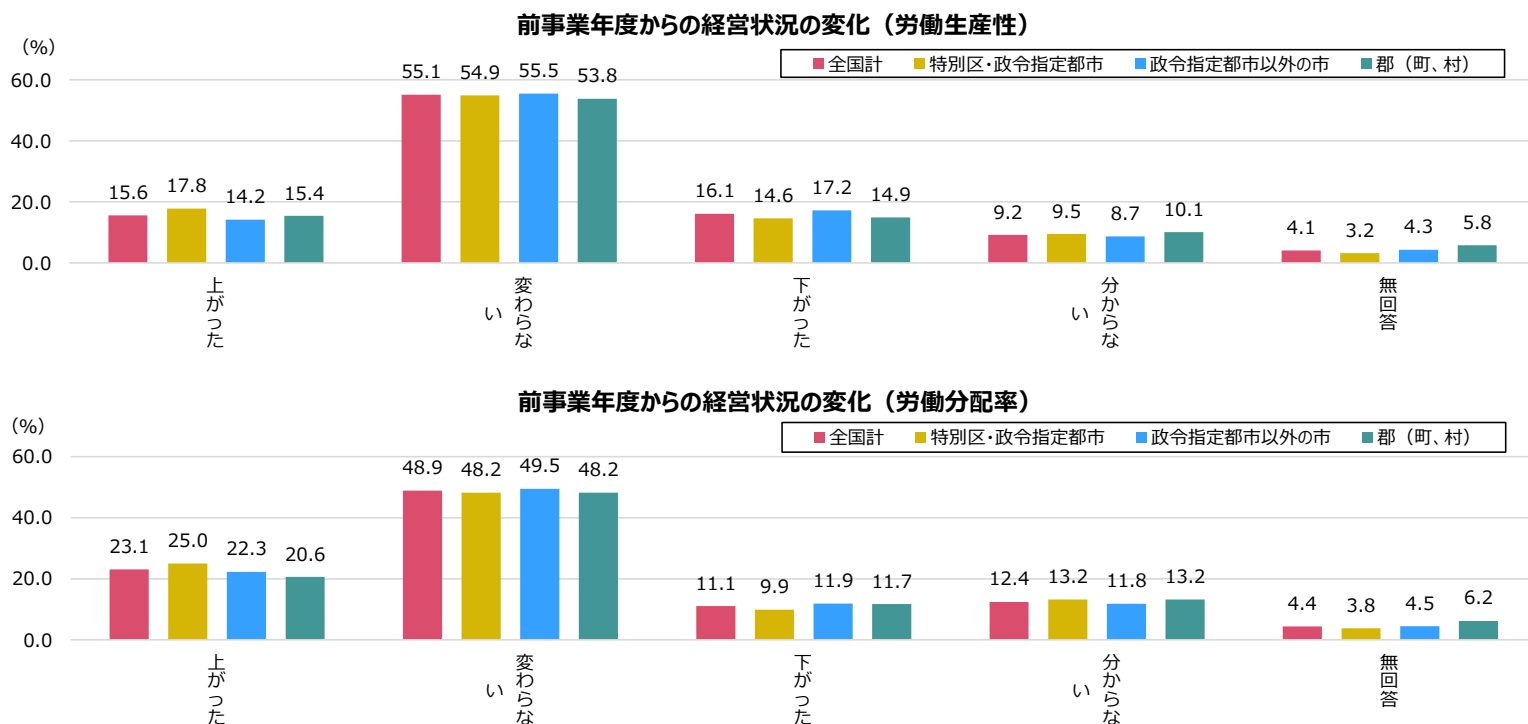


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

53

前事業年度からの経営状況の変化③（労働生産性、労働分配率）

前事業年度からの労働生産性の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が16%程度、「変わらない」は55%程度、「下がった」は16%程度となっている。同様に、前事業年度からの労働分配率の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が23%程度、「変わらない」は49%程度、「下がった」は11%程度となっている。労働生産性、労働分配率のいずれも、「特別区・政令指定都市」は「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」と比べ、「上がった」の割合がやや高くなっている。



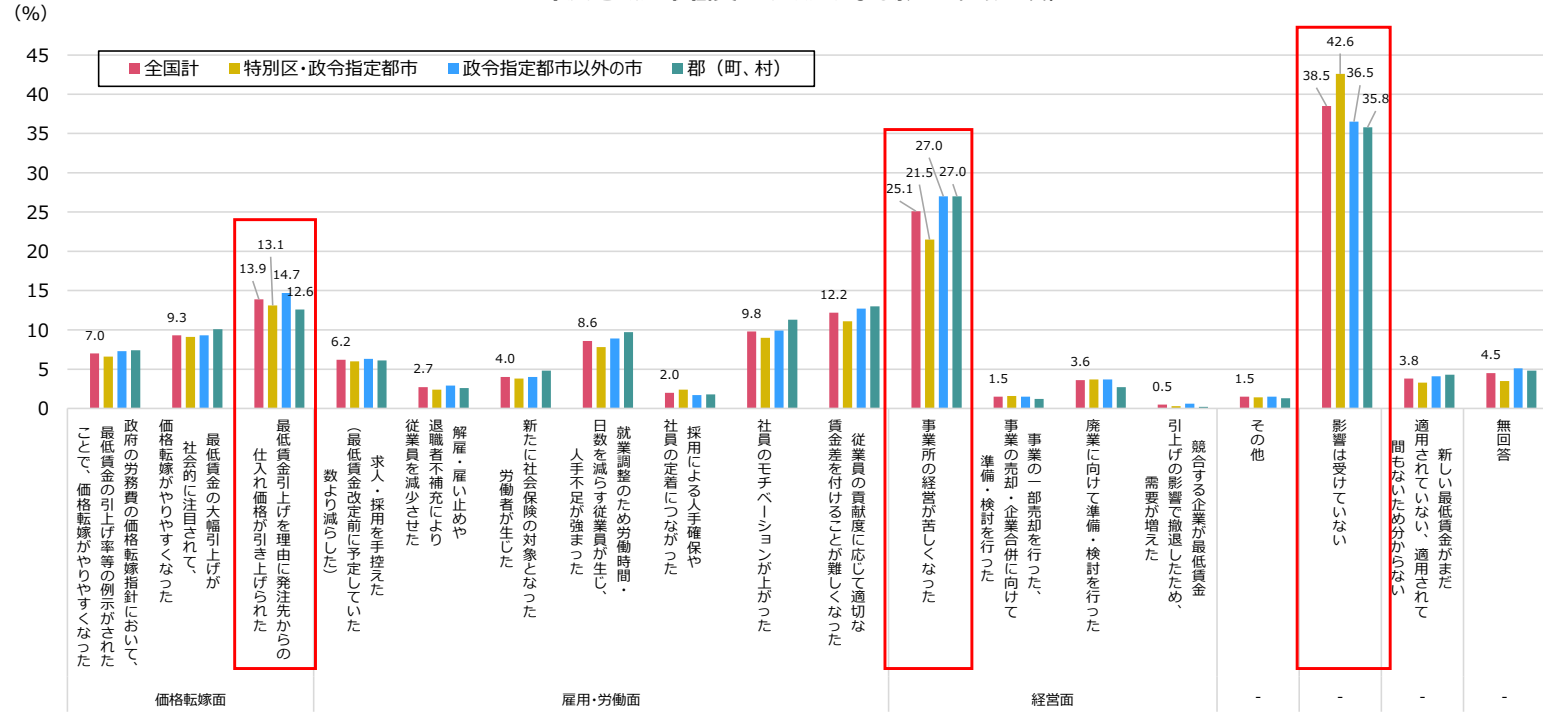
（注）集計対象企業（8,754社）について集計。「労働生産性」とは従業員1人1時間当たり、どの程度の付加価値額を生み出したか、「労働分配率」とは付加価値額に占める人件費の割合として質問。

54

2025年度地域別最低賃金の改定による影響

2025年度地域別最低賃金の改定による影響については、「影響は受けていない」との回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金引上げを理由に発注先からの仕入れ価格が引き上げられた」が多かった。

2025年度地域別最低賃金の改定による影響（複数回答）



(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。